

平成 22 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 22 年 2 月 24 日開会

柳泉園組合議会

平成22年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 7
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 1
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 3
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
・議案第6号（上程、説明、採決）	7 1
○閉 会	7 1

平成22年第1回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成22年2月24日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 施政方針
 - 5 行政報告
 - 6 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 7 議案第2号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 8 議案第3号 平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算
 - 9 議案第4号 平成22年度柳泉園組合経費の負担金について
 - 10 議案第5号 平成22年度柳泉園組合一般会計予算
 - 11 議案第6号 柳泉園組合助役の選任の同意について
-

1 出席議員

1番 小山 慣一	2番 沢田 孝康
3番 上田 芳裕	4番 板垣 洋子
5番 保谷 清子	7番 森田 正英
8番 原 まさ子	9番 西上 ただし

2 欠席議員

6番 鈴木 久幸

3 関係者の出席

管理者 馬場 一彦

副 管 理 者	星 野 繁
副 管 理 者	坂 口 光 治
助 役	森 田 浩
会計管理者	坂 東 正 樹
東久留米市環境部長	橋 爪 和 彦
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助
西東京市生活環境部長	名古屋 幸 男

4 事務局・書記の出席

総務課長	涌 井 敬 太
施設管理課長	中 村 清
技術課長	大 場 俊 美
技術課主幹	中 野 博 利
資源推進課長	新 井 謙 二
施設管理課長補佐	千 葉 善 一
技術課長補佐	鳥 居 茂 昭
書記次長	佐 藤 元 昭
書記	浜 野 和 也
書記	浜 田 伸 陽

午前10時04分 開会

○議長（森田正英） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成22年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（森田正英） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月17日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります沢田孝康議員に報告を求めます。

○2番（沢田孝康） それでは、代表者会議の御報告をさせていただきます。去る2月

17日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成22年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成22年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、本日2月24日、1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を審議し、採決いたします。

次に、「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を審議し、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第3号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算」を審議し、採決いたします。

次に、「日程第9、議案第4号、平成22年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第10、議案第5号、平成22年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので一括議題として審議し、個々に採決いたします。

次に、「日程第11、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（森田正英） 「日程第 2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 2 条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

第 3 番、上田芳裕議員、第 4 番、板垣洋子議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（森田正英） 「日程第 3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 「日程第 4、施政方針」及び「日程第 5、行政報告」を続けて行います。

なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず、施政方針を行います。

○管理者（馬場一彦） 本日、平成 22 年柳泉園組合議会第 1 回定例会の開催に当たりまして、施政方針を申し上げる前に一言ごあいさつ申し上げます。

各市とも第 1 回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

私は、去る 2 月 2 日付で管理者に就任いたしました東久留米市長の馬場でございます。前任者でございました野崎前管理者より事務を引き継ぎ、微力ではございますが、当組合のため、議会の皆様方の御理解と御協力を賜りまして、柳泉園組合事業の円滑な推進と諸課題に全力を挙げて対応する考えでございますので、前管理者同様よろしくお願いいたします。

本日の定例会におきましては、御案内のとおり、条例及び平成 22 年度予算案など 6 件の議案を御提案申し上げさせていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、引き続きまして施政方針を申し上げさせていただきます。

平成 22 年第 1 回柳泉園組合議会定例会に当たり、柳泉園組合の主な課題とその対応、及び平成 22 年度事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。近年、廃棄物行政をめぐる状況は大

大きく変貌しております。国においては、平成22年度環境省重点施策として、温室効果ガスの25%削減を掲げており、その対応として一般廃棄物処理施設である焼却施設の設置が困難になっている現状を踏まえ、設備の改良により長寿命化を図ることが必要で、長寿命化及び温暖化対策の推進に対して循環型社会形成推進交付金の制度に組み入れること、また、地球温暖化対策推進法に絡めて、廃棄物処理施設にも温室効果ガス排出抑制の指針値を追加すべく検討を行っており、今年度中にも指針値をつくりたいとのことであります。

関係市においては、依然として財政状況が厳しい中で、ごみの減量をさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法の対応を行っております。

平成20年後半の米国における金融不安に端を発した世界的な金融危機と景気後退の影響を受けて、当組合においても平成20年の10月ごろから資源回収物売払価格が大幅な下落となったこと、私車のごみ搬入量が減少したことなどにより、歳入予算の独自財源について減額を余儀なくされました。現在は資源物の流通が回復し、平成17年ごろの水準で価格が安定してきておりますが、いまだ景気の回復について先の見えない状況であります。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、最終処分に係る負担を軽減するため可能な限り資源化を図り、地球温暖化対策の推進も視野に入れた施設の維持管理及び運転管理を工夫し、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、日々排出される廃棄物を安全で衛生的に安定して処理を行いつつ、経費の削減に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金について申し上げます。平成20年の10月ごろから資源回収物売払価格が大幅に下落したことなどにより、平成20年度に比べ平成21年度の雑入が減ったこと、景気後退の影響を受けて私車ごみ搬入量が減ったことなどにより、繰越金が前年度と比べ1億3,700万円、42.9%の減となりましたが、クリーンポートの定期点検整備補修に施設整備基金を活用すること、各施設の維持管理に係る経費を見直して、可能な限り減額をしたことなどにより、平成22年度負担金は前年度と比べ7,417万円、3.5%の減となりました。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度から関係市との人

事交流を行ってまいりましたが、定年退職後の欠員分について人件費抑制のため原則補充は行わず、新規職員の採用を抑制していることから職員数が年々減少しているため、平成22年度から当分の間は人事交流を行わないことといたしました。

次に、人事管理について申し上げます。ここ数年にわたる団塊世代の定年退職後の欠員分は、人件費抑制のため前年度に引き続き原則補充は行わないこととしております。この欠員分については、再任用職員を積極的に活用し、また、クリーンポートの運転管理にかかわる欠員分については、前年度に引き続き派遣職員で対応することなどにより、平成22年度は前年度45人に対して4人減の41人体制といたします。

次に、平成22年度予算編成について申し上げます。予算編成に当たりましては、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し、世界的な金融危機と景気後退の影響による税収の落ち込み等により、関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成20年度の決算額をもとに精査した上で計上し、歳出の施設の維持管理に係る経費などについては、維持補修費、消耗品費、光熱水費、委託業務等の経費節減に努め、基本的に平成20年度の決算額をもとに精査した上で計上しております。

次に、平成22年度の主要施策について申し上げます。可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は、平成20年度実績と比較して1,279トン、1.8%の増を見込んでおり、クリーンポートの発電量は、平成20年度実績と比較して396万6,840キロワット、20.4%の増となる見込みであります。なお、ごみを焼却する際に発生する地球温暖化の要因であるCO₂の量は、平成19年度実績と比較して2,800トン-CO₂、7.5%削減される見込みであります。また、クリーンポートにおいては、施設の安定稼働を目的とした定期点検整備補修を毎年度計画的に実施しており、平成22年度は、竣工後9年を経過し、経年劣化している重要部品の交換等も実施いたします。なお、重要部品の交換等の経費については、基幹的整備に類する補修であることから、施設整備基金を充当し、負担金の増加を抑制いたします。

次に、不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は、平成20年度実績と比較して649トン、8.9%の増を見込んでおり、これは容器包装プラスチックの分別収集を開始する前の平成17年度実績と比較して、5,706トン、41.7%の減となります。不燃・粗大ごみ処理施設で破碎処理した後の硬質系プラスチック類については、固形燃料として加工した後、セメント焼成の燃料として使用し、その灰はセメント原料の一部として再利用いたします。さらに、軟質系プラスチック類及

びその他可燃物は、クリーンポートで焼却処理を行い、金属類等は資源物として再利用することにより、埋立量の削減に努めてまいります。

次に、資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は、平成20年度実績と比較して49トン、0.6%の増を見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等をした上で資源化いたします。さらに、資源化の難しいくずガラスについても、建設資材等として加工し、再利用することにより、埋立量の削減に努めてまいります。

次に、し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は、平成20年度実績と比較して49キロリットル、2.5%の増を見込んでおり、処理後の排水については、希釈した上で下水道放流をいたします。

次に、厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など、市民の皆様に快適に施設を利用していただけるように努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化の状況、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量、並びにし尿の搬入量などを見ながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきまして、関係市と連携してその基本的な方向性を検討してまいりたいと考えております。

また、組合運営に当たっては、クリーンポート運転管理について業務委託への移行を視野に入れ、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し及び改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成22年度組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。平成22年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（森田正英） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。行政報告をさせていただきたいんですけども、その前に12月で課長が退職しましたものですから、その退職に伴いまして人事異動を発令しましたので、それを紹介させていただきます。

資源推進課長が12月いっぱい退職され、その後任としまして新井謙二資源推進課長でございます。

○資源推進課長（新井謙二） 新井です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。今回の行政報告につきましては、平成21年11月から22年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。1の庶務についてでございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては11月2日に、東村山市におきましては5日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営の状況等について御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

次に、11月13日に、関係市で構成いたします事務連絡協議会及び管理者会議を開催し、平成21年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程案等について協議いたしました。

また、1月6日から7日にかけて、平成22年度予算案について持ち回りで関係市にお伺いし、御説明をさせていただきました。

次に、2の見学者についてでございますが、今期は9件、348人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が4件、292人でございます。

次に、3のホームページについてでございます。表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、2ページの4、ごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において11月6日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況につきましては、今期は4件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料1として添付記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表4-1に記載のとおり1万8,510トンで、これは昨年同期と比較いたしまして768トン、4.0%減少しております。内訳といたしましては、可燃ごみが昨年同期と比較いたしまして728トン、4.2%の減、不燃ごみは40トン、2.0%の減少となっております。なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4までに記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、6ページを御参照いただきたいと思います。表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、表5-3の動物死体の搬入状況でございますが、それを表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページを御参照いただきたいと思います。表6は缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,083トンで、昨年同期と比較し11トン、0.5%増加しております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、10月から実施しておりました1号炉及び汚水処理設備定期点検整備補修が完了し、施設はその後順調に稼働しております。また、周辺自治会の方の立ち会いのもと、11月18日及び1月22日に排ガス中、また、1月29日に土壌中のそれぞれのダイオキシン類測定を実施いたしております。さらに、同月活性炭定量供給装置等のふぐあいが発生し、一時全炉停止を行いましたが、その後修理を実施し、現在施設は順調に稼働しております。

続きまして、8ページの表7、柳泉園クリーンポートの処理状況でございます。クリーンポートで焼却している可燃物等の焼却量につきましては1万8,131トンで、昨年同期と比較しますと806トン、4.3%の減少となっております。

次に、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果につきましては、8ページの表8から9ページの表10に記載してございます。それぞれ排出排除基準に適合いたしております。

次に、(2)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。記載のとおり11月に粗大ごみ処理施設定期点検整備補修(その2)、小型破砕機補修を実施いたしております。なお、施設は順調に稼働しております。

次に、表11の粗大ごみ処理施設の処理状況でございます。不燃・粗大ごみの処理量は、昨年同期と比較し40トン、2.0%の減となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターにつきましては、各月とも施設は順調に稼働しております。

次に、資源化の状況でございますが、表12に記載のとおりでございます。

次に、3の最終処分場についてでございます。引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,362トンで、これは昨年同期と比較し170トンの減少となっております。搬出状況は表13に記載のとおりでございます。

続きまして、4の不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラス等につきましては、埋立処分をせずにRPFや路盤材として引き続き再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表14に記載のとおりでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は427キロリットルと、昨年同期の516キロリットルと比べまして89キロリットル、17.2%の減少となっております。表15-1から表15-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、13ページの2の施設の状況でございます。今期は脱臭塔活性炭交換や貯留槽清掃、シーケンサー交換補修を実施いたしております。

次に、表16はし尿処理施設における下水道放流測定結果でございます。それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、14ページ、施設管理関係でございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場におきましては2.1%の増、テニスコートが0.6%の増、屋内プールが35.1%の増、浴場施設が2.0%の増となっております。詳細につきましては表17-1から表17-2に記載のとおりでございます。また、各施設の収入状況につきましては、15ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を、表19及び16ページの表20に記載しております。それぞれ測定結果の数値につきましては基準に適合いたしてございます。

最後でございますが、現在課題となっております件について、3点ほど御報告させていただきます。

まず1点目でございますが、前回の定例会で議案としても御審議いただきました、平成21年度の各市への負担金の算定に誤りがありました件についてでございます。関係市に多大な御迷惑をおかけしたことで大変申しわけなく思っておりますが、その後の対応でございますが、本件についての経緯、内容及び管理者等につきましては、

さきの議会で御審議していただいたとおりでございます。その後、当該業務に係る職員につきまして、地方公務員法の規定及び柳泉園組合職員分限懲戒審査委員会規程等に基づきまして審査を行い、当該業務の担当職員及びその監督者である課長を、それぞれ1か月間給料月額10分の1を減給するという懲戒処分を実施させていただいております。本件につきましては、既に内容等につきましては関係各市に御配付させていただいたとおりでございます。

また、再発防止策の対応でございますが、まず庁議、職員全員を対象といたしまして、文書におきまして今回の事態に至った経緯等について報告いたしました。その後、今後の対応について協議を行いまして、その結果、今回の事態の原因の究明をまず明確にすること、それから、特に負担金の算定の事務処理のシステムにつきましては、今後は二重のチェックが可能になるような事務改善を図って、誤りのないようにするということを確認いたしております。また、さらに職員間の連携を以前より、より密にすること、さらに、管理監督者も含めまして職員全体でのチェック体制にも努めるということ、同時に職員の意識改革にも努め、職員一丸となって再発防止に取り組むことといたしましたので、御理解のほどよろしく願います。

2点目でございますが、小金井市に対するごみ処理、広域処理の関係でございますが、前回の議会から進展はございません。小金井市から特に文書等の経過等の報告は一切ございません。しかし、去る2月8日に小金井市の部長と課長が柳泉園に来庁されまして、お話をお聞きしたわけですが、その内容につきましては、小金井市といたしまして現在、平成21年度中の二枚橋衛生組合の解散に向けて調整を精力的に図っているというお話がありました。また、平成22年度におきましてもごみ焼却の支援をよろしく願っていたというお話がございました。この支援の要請につきましては、人道的支援として願っていたというお話でございました。そのようなお話が課長、部長からございました。正式な文書等はありませんが、お話としてお伺いしたところでございます。また、今回この広域支援に関連いたします多摩地域ごみ処理広域相互支援等実施要綱というのがございまして、それに基づいて支援しているわけですが、その見直しが検討され、改正されておりますので、後ほど担当課長から説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

3点目でございますが、アルミ缶の売払代金未収の件でございます。本件につきましては、平成21年11月26日付で裁判所より判決がございまして、柳泉園の請求どおりの

内容の勝訴の判決が出されました。これを受けまして現在弁護士と協議をしながら、判決の趣旨に基づきまして請求金額の回収に努めているところでございますが、残念ながら現在のところ回収実績はございません。

以上、簡単でございますが行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 次に、資料説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 行政報告、資料2につきまして御説明させていただきます。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱につきましては、東京都市長会から東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会に対しまして見直しの依頼があり、両協議会及び多摩地域ごみ処理広域支援ブロック協議会が合同で検討、協議をしましてまいりました。その結果、平成22年1月29日に開催された東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会の合同全体会議において了承されまして、2月3日に東京都市長会事務局へ報告をし、2月18日、市長会役員会に報告され、その後、あした2月25日に市長会全体会及びあさって2月26日には町村会へ報告される予定と聞いております。改正後の実施要綱につきましては、平成22年2月12日付で柳泉園組合が所属する三多摩清掃施設協議会常任幹事より各会員に送付されたものでございます。

行政報告資料の9ページをごらんください。改正後の多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱でございます。主な改正部分は、第16条に規定する協力の必要な事態及び第22条に規定する疑義が生じた場合でございます。

11ページをごらんください。第16条に、第2号に規定する新設であらかじめ計画された事態を明確にするため、第3号として加えました。新設であらかじめ計画された事態とは、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、ごみ処理施設の建設計画が市町村等において決定されている場合としております。

12ページをごらんください。第22条に、第16条に規定する協力の必要な事態として認められず疑義が生じた場合の救済措置を、第2項から第4項として加えました。第16条に規定する協力の必要な事態である通常の広域支援としては認められないが、相互扶助の観点から多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書の枠組みを超えて、多摩地域全体で緊急避難的に可能な限り支援を行うことができるとしております。この場合の手續といたしまして、まずブロック会及びブロック協議会で協議をし、通常の広域支援として疑義がある場合は、東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会に対しまして合同会

議の開催を要請いたします。その後合同会議で協議をし、支援の必要性を認定した後、多摩地域の支援可能な市町村長等の同意をもって暫定的な支援を行うことができるようになります。

13ページをごらんください。附則でございますが、要綱の今回の改正の施行時期は、平成22年1月29日としておりまして、施行日以降に発生した支援から適用するとなっております。

14ページをごらんください。第16条に規定する協力の必要な事態として認められ、第19条の規定により実施する通常の広域支援は、左側の枠に入る部分でございます。それと、第22条に規定する暫定的な支援は右側の流れになります。その流れを図にあらわしたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田正英） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 3点ほどお尋ねいたしたいと思います。

まず1つは、行政報告に係る点を2点なんですが、CO₂の削減の目標に対して具体的な内容が説明されておりますけれども、いわゆるCO₂25%削減目標に対して、柳泉園組合としてこれを達成しなければならないという前提に立って今後事業を展開する必要があるのかなのか。もしCO₂25%削減ということであれば、具体的にどういう工程表をもって進めていくのか。その辺の考え方を少し基本にお尋ねしたいと思います。

2点目は、先ほどもごみの減量化に伴う、いわゆる柳泉園組合の事業としての今後の展開の中で、経済効率も含めまして事業展開を今後どうしていくのかという問題が、恐らく中間処理施設としての宿命的な問題として今後出てくるであろうと思うんですね。そういう中で1つの方法として、民間委託の話が当然出てくるであろうという考え方をしておりますけれども、この民間委託の方向性ですね、具体的な事業内容及び方向性についての今後の計画をどうされるのか。民間委託を進めることによって、矛盾してくると思うんですが、当該柳泉園組合の存続理由といいますか、存在理由といいますか、中間処理施設としての今後の根本的なあり方も含めての話に多分なってくるであろうと思うんですが、その辺のことも含めてどういう考え方をされているのか。また、どういう考え方をすべきと考えておられるのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

それから、3点目は、先ほどの小金井市を含めての、いわゆる資料説明がございました。

改定、追加等もあったと今の説明を聞いたわけでありましてけれども、小金井市からは人道的な支援という観点から要請したいというお話があったように報告を聞きましたけれども、人道的支援をすべきかどうかというのは、これは支援する側が考えることがまず基本であって、要請される側が人道的支援でお願いしたいという言い方は、少し違うのではないのかなと思います。そもそも小金井市のごみの問題の遠因になったのは、二枚橋衛生組合の処理施設を廃止するという中で、では、御自分たちはどうされるのかという計画を全く持たずに、そのまま廃止に突入したと。さあ、どうしましょうかという話からです。そういう経過があった中で人道的支援をお願いしたいというその発想が、僕は少し違うのではないかなと。人道的支援をどうするかというのは、支援する側が考える問題であって、される側がそういう物の言い方というか、とらえ方というか、だからこうなっているんだと言われればそれまでかも知れませんが。

そういうことも経過として踏まえた上で、少しお尋ねしたいんですけれども、この追加の内容については今わかりましたが、恐らく東京都の行政指導によってこういう形ができ上がったのかなと推定するわけでありましてけれども、恐らく東京都は嫌がると思いますが、先ほどの人道的支援も含めて、こういう事態が発生したときに、東京都のエリアの中だけで処理をするのではなくて、場合によっては埼玉県とか、場合によっては千葉県とか、かつてありましたけれども東北とか、要するに協力できますよというところについては応援していただくような、そういう要綱といいますか、考え方を持っていないと、これはどうしても東京都の中で処理しなければメンツが立たないということだけでは、物事の処理というのはできないのではないのかなと思いますが。でき上がった要綱についてけちをつけるつもりは毛頭ありませんけれども、考え方の基本にそういったものをぜひとらえていくべきではないのかなと思いますので、見解があればお尋ねをしたいと思います。

○技術課長（大場俊美） 先ほどの地球温暖化の件なんですけれども、実際これからの柳泉園の考えということになりますと、施政方針の中にも入っていましたが、廃棄物の基幹的整備ですか、その辺のところではCO₂削減を含めた基幹的な整備というところで大幅に削減をするような考えであります。その間につきましても柳泉園としては、個々燃料等、電気ですか、その辺の使用量を削減するとか、あと、電気設備的には高効率の球に変えていくとか、その辺の細かいことの削減をこれからも進めていく考えではあります。ですが、やはり大幅な削減ということになりますと、先ほど言いました基幹的整備を含めた考えの中で進めていかなければいけないかなとは考えております。

○総務課長（涌井敬太） 2番目の御質問の、民間委託化の具体的な内容についてでございます。ただいま柳泉園組合職員で構成するこの検討委員会をつくっております、前回もお話しさせていただいたかと思いますが、その中で現在検討中の内容でございます。おおむねその方向性というのは出ておまして、現在粗大ごみ処理施設、それから、リサイクルセンター、し尿処理施設、厚生施設につきましてはほぼ委託化されております。残っておりますのがクリーンポートでございます。クリーンポートにつきまして委託化をしていって、効率化を図っていったほうがいいのではないかという方向で現在検討している段階でございます、まだ結論ということでは出ておりません。結論が出次第、御報告させていただきたいと思っております。

○助役（森田浩） 3点目の小金井市の関係でございますが、小金井市がお見えになったときに人道的な支援というお話でされていたんですが、その裏にあるところにつきましては、今回、先ほど議員おっしゃいますように、この要綱の見直しの22条の関係があるので、この辺での支援をどうかお願いしたいということが基本にあるところでございます。今回この要綱の見直しに当たりましていろいろな御意見が出たわけでございますが、その中に東京都の中を23区と多摩に分ける必要があるのかという議論も出ました。それから、23区は23区で今一組のような形で1つの規模としてやっておりますが、三多摩も同じような規模で1つの組合の形態をとるのも必要ではないかという御意見も出たのも事実でございます。ただ、あくまでも東京都の考えといたしましては、都内のごみは都内で処理するということが基本であるので、そこを崩さない範囲の中できちんと今後も対応していくのが基本であるという、あくまでも東京都の考え方でございます。

それから、先ほどの25%のCO₂の関係でございますが、少し補足させていただきたいんですが、この25%、国がこのような形で1つの方向性が示されましたが、その基準になります数値につきましては、主要エネルギーの原油の換算で1,500キロリットル以上の事業所については該当しますと、規制の対象にしますという、現在国は考え方をお持ちのようでございますので、それによりますと柳泉園は該当しません。しかし、柳泉園といたしましては、この事業所を運営していく中で地球温暖化対策検討委員会を設けまして、月1回の検討委員会を開催しまして、電気の節減とか、細かいところまで見回りをしまして、きちんと計画どおり行われているかというところは確認をさせていただいて、経費の節減なりCO₂の削減に努めているというところでございます。ですから、特に今後柳泉園としてこの25%にどのように対応していくかということにつきましては、まだ国のほ

うで詳しい基準等が出ておりませんから、特にこれといった特定の対応策はまだ持っておらないのが現状でございます。示された段階で該当するようでしたら、またそれなりの対応は図っていかねばならないものだと思っております。

○3番（上田芳裕） 意見だけ言って終わりにさせていただきたいと思います。CO₂ 25%削減というのは、これは国際公約ですので、地方自治体も含めて今後どういうふうに行っていくのか。僕は直接かかわっているわけではないのでわかりませんが、柳泉園組合も該当のレベルからは外れているものの、25%削減に協力し、または努力するというお話のようであります。ぜひお願いしたいと思うんですけども、今トヨタが、公聴会がニューヨークで始まりましたが、あ那时的公聴会というのは2つ用意されて、1つはトヨタの公聴会、雪でだめになりましたけれども、同じように地球温暖化の公聴会を予定していたんです、ニューヨークで。大雪でだめになったという、アメリカンジョークで言っていましたけれども、2つ公聴会が開かれる予定だったということではありますが、CO₂ 25%削減というのは、これはもう具体的にどういう工程表を出すのか。僕もよくわかりませんが、国際公約ですから大変厳しくなってくるなど。要するに、経済的な持続的発展をどう絡めていくかというのが最大の問題でありますけれども、まあ、それはいいでしょう、話が別になりますので。わかりました。

それから、いわゆる22条の関係の資料についてもわかりました。小金井市のいわんとしていることもわかりました。東京都内で、東京都内というか三多摩です。三多摩で処理しなさいということでもあります。23区と三多摩と分けたとらえ方をしているということでもあります。23区と26市の多摩のエリアとの、昔は三多摩格差という言い方をしていましたけれども、この格差をどうしていくかというのは、これはもう特別財調も含めましてさまざまな問題が実はあるんですね。僕なんかはやはり、三多摩地域のエリアは400万人ですので、大体静岡県と同等のレベルですので、人口的には。この間も日経新聞か何かに出ていましたけれども、三多摩地域をいわゆるシリコンバレー的な事業展開のエリアとして考えたかどうかと、東京都が考え始めたという話も出ていましたけれども、私はもともと三多摩地域は分離独立して、きちんとした国との交渉も含めて、そのポテンシャルは十分にあると思いますので、その中から何も東京都に拘泥せずに、埼玉県でも千葉県でも、ごみ処理に関して限定していえば、ぜひエリアを広げる方向性を既成事実としてつくっていったいいのではないかなと。そういう思いがあったものですから、資料に絡めまして質問させていただいたという次第であります。今後どういうふうになるか、小金

井の問題はわかりませんが、これはこれとして、きょうの説明は理解するところがあります。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○4番（板垣洋子） では、施政方針と行政報告について質問いたします。

まず、施政方針なんですけれども、柳泉園組合の一般廃棄物処理基本計画、これ、平成19年から平成33年までの計画なんですけれども、この計画、おおむね5年ごとに改正するようになっておりますので、今年度が見直しの年度となると考えますけれども、そのようなことが方針の中では伺えなかったんですけれども、そのことについて御説明をお願いします。

それから、先ほど上田委員の質疑の答弁の中でありました検討委員会、これ、昨年の施政方針の中で、昨年度ですか、一定の方向をつけていくという説明を聞いておるんですけれども、まだ検討中ということは今の答弁でわかったんですけれども、いつまでに方向性を出される予定なのか。事業と、それから職員体制とか、定年退職者のことも含めて一定の方向づけがされると伺っておりますので、今回の施政方針の中にも職員の交流なんかもう行わないとかいう、ある意味では方向性が出ていると思うので、今どのようなところまで方向性が出ていて、最終的にはいつまでにその方向性を明確にしていくのか、御説明をお願いいたします。

それから、可燃ごみの年間搬入量、これは実績として、これまで前年度より随分減少しているという報告を聞いておりますけれども、この施政方針の中では、実績に比べて増加を見込んでいるということなんですけれども、これは計画以上に減量が進んでいるので、その結果20年度の実績に比べ来年度の計画見込みが多いということなのではないでしょうか。流的には、ごみは全部減少しているのかというところを確認させてください。

それから、情報公開について、施政方針の中にはなかったと思うんですけれども、管理者としてどのようなお考えを持ってされるのか、お聞かせください。

それから、行政報告の中の工事請負契約についてですけれども、資料の4ページ、5ページですけれども、リサイクルセンター定期点検整備補修、これは予定価格の44%の落札になっておりますけれども、このあたり、下限といたしますか、下の規定みたいなものはないのでしょうか。この半額以下の落札ということで危惧する部分もありますので、このあたりの御説明をお願いいたします。

○総務課長（涌井敬太） まず、1番目の一般廃棄物処理基本計画の見直しの件でござい

ますが、基本的には柳泉園組合単独でやるものではございませんでして、構成市3市と一緒に計画しているものでございます。そんな関係で、せんだって関係市の担当の方とお話をさせていただいた際には、平成23年度というお話があったものですから、平成22年度の予算には計上していないということでございます。ただ、その内容につきましては、平成22年度、事務連絡協議会等でございますので、その中で、来年どうするのという話は今後させていただきたいと思っております。

それから、委託化の結果がいつごろ出るのかというお話でございますが、大変申しわけございません、現在鋭意検討中でございます。そのメンバーの中には職員組合の代表もおるものですから、執行する側と組合側と、双方が意見を出し合って検討している内容でございます。経過の報告は、大変申しわけございません、少し難しいので、ここでは差し控えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。可能な限り年度に入って早々には、遅くとも9月ごろには結論が出るようなことで考えております。

○技術課長（大場俊美） 先ほどの可燃ごみの件なんですけれども、一応1.8%の増ということなんです。これにつきましては、平成22年度の搬入計画量につきましては関係3市からの計画量をもって計画をしております。それで、直接的な原因はわかりませんけれども、昨年度と今年度の2月1日時点の3市の人口比では、一応1,646人増ということになっております。

○管理者（馬場一彦） ただいま情報公開についてでありますけれども、当組合の情報公開条例に基づいて、基本的には全面公開が原則と考えております。これは今までも変わらなかったかと考えておりますので、原則的には全面公開をしていくという考えでございます。

○総務課長（涌井敬太） 行政報告資料の、リサイクルセンターの定期的整備の最低制限価格の件でございますが、これは一般の工事でございます。価格の大きくない通常の工事でございますので、柳泉園組合としては最低制限価格は設けておりません。その結果このような、44%ですか、という落札率になってございます。

○4番（板垣洋子） 順不同になるかもしれないんですけれども、情報公開について、ホームページなどでこの議会の報告などは見られない状態なので、もう少しホームページで情報が、さまざまなことが見られるように、1歩進めた情報公開をしていただければと思います。この例規集なども全く、持っているものしかわからないし、中を差しかえるときには、一時期もうどこでも確認できないという状況になりますので、そのあたりを1

歩進めていただきたいという思いがあるという意見を申し上げて、これは終わります。

それから、ごみ搬入量なんですけれども、私がお聞きしたかったのは、実績が余りにも低くなったから見込みの計画よりも高くなっているのです、これが増加となっているんですかということをお聞きしたかったんですけれども。ずっとこの間、昨年度も、ごみは少なくなるように各市でも計画を立てていると思うんですけれども、実質上計画よりも実績が少なくなったので、ここが増加となっているのですかということ聞いたので、人口がふえたのでごみがふえているんだと予測されますということでは、少し私の質問の意図するところと答弁が違うので、もう一度御説明をお願いいたします。

それから、検討委員会のほうはよくわかりました。そのような検討委員会がされていることとか、先ほど上田委員のおっしゃっていた質問に対する地球温暖化対策検討委員会、そのようなことがされているというのが、なかなか業務報告の中でもわからないので、せっかくされていることなので業務報告の中に、こういう委員会が何回やられた、中身までは書けないということなんですけれども、そのようなことも報告していただければよりわかりやすいかな、情報公開の一助にもなるのかなと思いますので、それも意見として終わります。

では、幾つかよろしくをお願いいたします。

○総務課長（涌井敬太） ごみ量の件でございますが、施政方針等でも管理者からお話しさせていただきましたが、柳泉園組合のごみ搬入量、当初予算のごみ量というのは、関係市で計画していただきまして、柳泉園組合がその数値をいただいているものですから、それがふえた減ったということに関しましては、大変申しわけないんですが、私どもでは少し言いにくい部分がありまして、そのように御理解いただければありがたいんですが。すみません、よろしくをお願いいたします。

○議長（森田正英） ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（森田正英） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、施政方針及び行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○9番（西上ただし） それでは、3点ほどお聞きいたします。

まず、負担金についての再発防止については、概略わかりましたけれども、再発防止に

向けてシステムの改修等については、具体的に何か取り組みがあったのか教えてください。それと、各市の案分方法について、資料を添付していただいておりますけれども、概略の説明をいただければと思います。

あともう1点は、アルミ缶未収の件でありますけれども、勝訴したけれども回収の実績に至っていないという状況でありますけれども、今後の進め方について教えてください。

それと、行政報告資料の8ページの、活性炭定量供給装置のふぐあいによって全炉停止を行ったということでありますけれども、厚生施設に支障のないようにという御報告でございました。具体的にはどのような対応であったのか、教えてください。

○技術課長（大場俊美） 活性炭の切り出し装置補修により全炉停止して行ったときに、厚生施設に支障がないようにということなんですけれども、その件に関しましては、厚生施設が木曜日定休になっておりますので、それに合わせて停止したということでございます。

○総務課長（涌井敬太） 申しわけございません、負担金の計算を適正にするための改善点という理解でよろしいでしょうか。

○9番（西上ただし） 先ほどの負担金再発防止の取り組みについてはわかったんですけれども、その中でシステムの改修については何がしかの取り組みがあったのか。職員の方に今回のいきさつの徹底、また、そういった内容、今後の再発に向けての職員の教育についての部分はわかったんですけれども、システムの改修が行われたのかどうか、その点。

そして、今回、22年度の案分について資料を添付していただいておりますけれども、その辺について若干の説明をいただければと思います。

それと、アルミ缶未収の件については、勝訴したけれどもまだ回収の実績に至っていないという中で、今後の進め方について説明をいただければと思います。

○総務課長（涌井敬太） システムでございますが、いわゆる一般でいう大きなシステムではございませんでして、通常のパソコンのエクセルという表計算ソフトを利用した、我々がつくっている計算表でございます。それは従前1種類しか用意されておらずでして、担当がそのシステムに数字を入れて結果を導き出すということをしておりました。その結果間違いが生じたということでございますので、それをもう1つ別な視点で作りまして、それを別な者が入力、私がやっているんですが、入力をしまして、その結果と以前のものと結果を照合して、差がないことを確認した上で今後は進めていく。今回もそのようにさせていただいております。

それから、負担金の内容でございますが、議案の4号、5号で当初予算がございまして、そのところで計算の内容等について御説明させていただく予定でございますが、それでよろしいでしょうか。すみません、よろしくお願いいたします。

○資源推進課長（新井謙二） それでは、アルミ缶のことについてでございますけれども、判決の確定後、顧問弁護士である中村法律事務所へ行って、今後のことについてまず相談に行っていました。相談内容でございますが、判決文が出た以上、判決文のとおり売払代金については一括して払うことが原則であると。徴収する方法といたしましては、判決文も相手方に送付されているので、電話等による請求でもいいというアドバイスを受けました。それから、分割返済の約束などは絶対しないこと。ただし、相手方から少額の申し出があった場合については徴収をするということでございます。

それから、返済が全くなかった場合なんですけれども、次は強制執行しかないということでございますが、相手の財産を調査したところ、土地建物におきましてはすべて本人とか会社名義というのは全くございませんでした。その後、2月の8日なんですけれども、助役と総務課長と私と、現地の工場と事務所の2カ所に行っていました。社長に会うことはできませんでしたので、そのときに事務所に事務員がおりましたので、請求書を渡しました。社長から柳泉園へ電話するよということも伝えました。2カ所とも作業員はおり作業はしていましたが、資源物というものは全くございませんでした。その後数回社長の携帯へ電話をかけましたが、まだ1度も話すことができておりませんので、今後におきましては、このような状態が続くのであれば、もう一度中村法律事務所に行って相談をしてまいりたいと思っております。

○9番（西上ただし） まず、活性炭定量供給装置の対応については、厚生施設の休みの日に合わせてということで、本当によかったなと思います。今後もそういった配慮をしていただきながら対応していただければと思います。

それと、負担金の件につきましては、内容、わかりましたので、よろしくお願いいたします。

今のアルミ缶売払金未収の件でありますけれども、取り組みの内容、取り組みというか、今後の進め方の内容というのが見えなかったんですね。今の経緯はわかったんですけども、日程的な部分で具体的にどういうふうにしていくのか。前回は電話で社長に問い合わせをしたけれども、つかまらないで現在に至っているという状況があったかと思うんですけども、そういった場合に、やはりもう1つ踏み込んだ形をとらないと話が進まないの

ではないかなと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えであるのか、教えてください。

○資源推進課長（新井謙二） 御質問でございますけれども、先ほど申したように、社長には1月27日、このときだけ本人と通話ができましたので、判決文のとおり支払うように話はいたしました。社長は、直接弁護士と会って連絡をしたいので、もう少し待ってくれという返事がございました。それから、先ほど申したように、その後数回社長には電話をかけておりますが、1度もできない状況でございますので、次については弁護士ともう一度相談をしたいと考えているところでございます。

○助役（森田浩） 少し補足させてもらいますが、実態は、先ほど説明させていただいたとおり柳泉園の請求どおり勝訴いたしました。その後の対応として2点方法が考えられると思うんですけれども、まず財産の差し押さえのことですね。それで、財産を調べたところ、財産は全然ありません。今、全部賃貸で営業しています。それから、その社長の住居も賃貸でございまして、財産がないので、差し押さえは無理だという。そうしますと、営業による利益の回収ということになるんですけれども、それにはどうしても社長とお会いしていろいろ相談といいますか、お話し合いをしなければ先に進まない状態で、今、社長といかに会えるかというところを電話で何回も、ほとんど毎日電話しているんですけれども、鳴っているんですけれども出ないんですね。私も何回かやったり、工場にも伺ったりしているんですけれども、お会いできない。ですから、少し今非常に歯がゆい説明で大変申しわけないんですけれども、まず社長とお会いする機会をなるべく早い時期に持つということで今努めており、前段のお話で大変申しわけないんですけれども、そういう状況なんです。それから、お会いして、社長と今後の対応について、弁護士に中に入ってくださいまして、お話を進めさせていただくという考え方でおります。

○9番（西上ただし） 今の御苦勞の部分がわかったので、これ以上はお話ししませんけれども、いずれにしても、そういったことで今後もしっかり取り組んでいただければと思います。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○8番（原まさ子） 施政方針のところ少し伺います。上田議員の質問にも関連するんですけれども、新規の採用をずっとやめているということ、それから、検討委員会もつくってクリーンポートの運転の民間委託について検討しているということなんですけれども、専門性を持った自前の職員が全くいなくなっていくということがいいのだろうかと思うと

ころです。委託をするというところについても、何がどうなっているかわかるような人がいなくて、何やら委託をして全部お任せをしていくみたいに、私にはイメージされてしまうので、そういうことは非常に危険をはらんでいるように感じるわけです。各市の分担金とも絡んでくるところなので、人件費というところは大変悩ましいことかと思えますけれども、その点をいかが考えているのかということと、どう考えても、今のいろんな答弁を含めると、クリーンポートの運転も完璧にもう民間に委託してしまうということになるのではないかと感じますが、その点、お話しできる範囲が限られるようではございますけれども、もう一度お願いしたいと思えます。

それから、すみません、細かいのですけれども、13ページです。下水道放流水の結果、し尿処理施設のものでございますけれども、1月の数字の生物化学的酸素要求量というのがすごく高く、これ何か、このときは意外とほかのところも数字的に高いものですから、何か要因があったのかということをお話しさせていただきたい。

それから、私も、この行政報告資料の4ページのところで、契約金額が大変安い金額になっていまして、少額なものは最低制限価格はつけないということのようではございますけれども、公契約条例みたいなことが議論されている中で、どうしてもこういう非常に安い落札額というところについては何か不安も感じているところなんですけれども、その点についてお考えをお願いします。

○総務課長（涌井敬太） まず、委託化の件と、技術者がいなくなってしまうのではないかと御懸念の件でございますが、今、委員会で検討しております委託化というのは、実はそういった心配がありますので、全面委託といいつつも、そこに職員がかかわっていく。ですから、運転管理をすべて委託するという方法ではありません。要するに、委託は請負でございますので、そこに職員が指揮命令でかかわることはできませんので、運転管理は委託、請負でやります。ただし、それを管理監督する職員がそこに常駐していることが前提ということをお話ししている。そういうふうにお話しいただければ、全く職員がかかわらないということではございません。

それから、職員の採用でございますが、当然定年退職の人員は計画でわかりますので、今いる人員から何年後には何人になっていくというのはわかります。その内容についても今の同じ委員会の中で、採用をいつごろ何名ぐらいしていかないと、柳泉園組合が技術を維持できる人員が確保できないということもあわせて検討させていただいております。その結果が出ましたら、またその内容について御報告させていただきたいと思えますので、

御了解をお願いしたいと思います。

○資源推進課長（新井謙二） 下水道放流の件でございますが、通常の数よりもこのときBODが210と高かったんですが、このことについて現場に確認したところ、特に問題があったということはないということは聞いております。

それから、契約額の件でございますが、契約額につきましては、業者に確認したところ、やはり会社の経営努力により直工費を低く抑えたということ。それから、諸経費も低く抑えたことによるということは契約業者から聞いております。今回の工事に限らず、工事の立ち会いに当たっては、仕様書どおりに工事が実施されているかなど必ず確認をし、それから、適正に確実に履行されるよう職員が監督をしております。それから、各工程の終了後や、あと交換部品の設置後においても、検査担当である総務課においてその都度検査を行っております。

○8番（原まさ子） 下水道の放流に関しては、それはもちろん300未満なので、特別なことがなかったといえましょうけれども、案外ずっと低い数字で推移していたので、何かと少し思ったというところです。でも、まあ、特別なことがなかったというのであれば、それは理解しました。

それから、職員の問題と委託のところですけども、管理監督をする職員は残していくということですね。そういう考え方だというのは、何かおぼろげに見えてきたなという感じはしますが、それ以外は委託をしていくということであれば、相当数職員の人数というのも、今41人ですが、減っていくのかという感じがして、何かよくわかりませんが、もう全部を民間にあげちゃって、イメージですけども、一部事務組合である柳泉園が指定管理者になるような企業に全部任せちゃうというのと、やはり職員が管理監督するという今の形がどう違って行くのかなと。最終どういう方向に行くのかなというのが、上田議員ではないけれども、私、このごみの処理に関しては何かとてもややこしいとか難しいのか、現状に即すことがどうなのかというのを少し感じるところです。これは答えがないんだろうと思いますけれども、何かお答えしていただくことがあればお願いしたいと思います。

それから、お安いというところの説明の、契約の安さのところの説明で、「チョッコウヒ」とおっしゃいましたか。それは何のことやら少しわからないので、どういう漢字で書くのでしょうか。それと、「チョッコウヒ」というものはどういうものなのかという説明を、申しわけありませんが、お願いします。

○総務課長（涌井敬太） 指定管理者制度と委託の違いでございますが、指定管理者制度は、収入から支出にかかわるまですべてを請け負った会社なり団体なりがやります、先ほどお話ししましたクリーンポートの委託で、管理の部分は違うんですよと話したのは、あくまでも運転操作、施設の運転管理、操作については委託化しますが、大きな意味での、施設をどうやって運営していったらいいのか。例えば、この状態になったらこの施設は危険なところに行ってしまうかもしれないというのは、だれかが確認をしなければいけない。委託した側に任せっ放しにはできませんから、そのところを技術的なサポートをするために、職員が常時つけるような配置をしたいと、そういう考えなのでございます。ですから、リサイクルセンター、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設は、いわゆる全面委託といまして、管理から何からすべて委託です。修繕工事に関しては柳泉園組合が直接やっています。そういったものと少し違って、かかわり方が強いと。少し言葉で表現するのは難しいんですが、クリーンポートに関しては夜間の勤務もありますし、祝日、休みの日の勤務もありますし、それから、周辺住民の皆さんへの対応もありますし、いろんな意味で単に委託をすればということではありませんので、柳泉園組合が可能な限りそこにかかわっていき、なおかつ請負という法の制限にひっかからないような対策をどうやっていくかということを鋭意検討していると、御理解いただければと思います。

○資源推進課長（新井謙二） 直工費の件でございますが、直工費というのは、まず材料費、それから人工賃、あと機械類費とか、あと運搬費、こういったものが含まれております。それらを合計しまして、その後に諸経費が出てまいりまして、諸経費の中には共通仮設費とか現場管理費、一般管理費というものがございます。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきたいんですけれども、今この工事、44.3%の落札で非常に低いのは事実。それで、ここでまず問題になるのは、柳泉園として適正な見積もりなり、起工がされているんですかということがまず1つ問われるわけですね。それから、どうしてこれだけ低く落ちるんですかということも片方では考えられる。それで、今回この契約にかかわった3社の入札時の見積もりを見ますと、先ほど課長が話しました直接工事費の積算について、まず3社と柳泉園の見積もりを比較いたしました。柳泉園は、この直接工事費を460万円ほどの積算で見えております。それで、落としましたA社が、柳泉園の460万円に対しまして230万円ほどで見積もっております。それから、ほかのB社、C社は350万円ほどで見積もっております。そういたしますと、この見積もり、直接工事費だけの入札率を見ますと、落としたA社が50%、BとCが70%以上でござ

います。ですから、そういう面から見ますと、落としたA社はかなり低く、これは特殊であるという見方もできるのではないかと。例えば、柳泉園の見積もりに対して70%近くで落としている業者が2社ございますから、それはある程度適正な見積もりとして見ても、それは見られるのではないかと考えられるわけです。ただ、全体で見ますと、先ほど話しましたように、そのほか共通仮設費とか一般管理費とか、この直接工事費以外の、例えば1つ大きく言えば、利益、その見方が非常に少なく見ているためにこういう落札率になっていると。結果としてこうなってしまうということが、この中から伺えると思っています。

○8番(原まさ子) 説明については大体理解いたしました。「チョッコウヒ」というのが直接工事費だということも今よくわかりました。それで、その中には材料費だとか人件費というところが入っている50%、柳泉園が460万円ぐらいと見積もっているところが230万円となっていると考えると、人件費の部分が非常に安く計算されているというように感じて、そのあたりがとても不安な感じがしますね。すごく変ですけども、条件が余りよくない契約の方がいらっしゃって、実際のいろんな工事をしているのではないかという感じを受けたりして、公共の施設が工事契約をするときの条件として、そういうことがいいのかどうかということについては不安な感じを持ちますけれども、そういうところについて何か、契約をしていくときに新たな基準みたいなものが必要なのではないかなということを感じるということを申し上げて、終わりにいたします。

○議長(森田正英) ほかに質疑ございますか。

○2番(沢田孝康) 2点だけ。まず、行政報告で、11月の2日と5日に自治会との定期協議会が開かれておりますけれども、先ほど助役からお話はありましたけれども、これは年に2回ですかね、おやりになっているのか。当然ダイオキシン類の測定とか、そういった内容を報告しながら、市民の、自治会の皆さんからの意見をいただくという会合だと思うんですが、そういう中で住民の方から、自治会の方から、こういった協議会を開くたびにどういった御意見をいただいているのかなということで、特に意見があったのであれば、その内容を少しお知らせいただきたいと思います。

それとあと、先ほど各委員から質問が出ていますが、この委託の関係なんですけれども、原委員からは、この委託化が進むことで柳泉園の管理がどうなっていくのか不安を覚えるという話もありましたが、私は、要は柳泉園としての、ここに柳泉園ができ上がるまでの過程とか、その中でさまざま住民とのかかわりの中ででき上がってきて、今までこういっ

た、変な言い方ですが、迷惑施設と言われているものが今までここで存続をして、ごみ処理をしているという大きな背景があると思います。そういった中で、組織図を見れば、総務課と施設管理課、あと技術課と資源推進課という4課体制になっていますよね。来年度は41名体制でいくんですが、現在は45名体制で、4名減になっていくということです。クリーンポートの委託についての計画をこれから立てていくわけですが、例えば技術課が26名いらっしゃいます。係が3係あって、再任用を含めてプラス5人になっている体制です。この体制を、要は柳泉園としての技術をこれからも維持していく。その技術の継承を含めてやっていく。それでないと、近隣住民に対する説明が果たしていけない。説明責任も含めて、存在していく意義というんですかね、そういうのを継承していけないということになってしまうと困るわけです。民間でもごみ処理をやっていただいている方はたくさんありますし、会社等も含めて、そういう中でこの3市でこういった柳泉園組合をつくってこれまでやってきたんですが、一方で職員の皆さんというのは、ある意味で公務員ですので、公務員である以上は、やはり人件費というものは、今は東久留米市、東京都給与表に準拠した給与体系になっていますけれども、この人件費が民間と比べてどうなのかという議論も一方ではあります。ですから、技術を維持していきながらも、やはりこの人件費、これは3市の負担金にもかかわってくる話ですので、将来的にもずっと負担金をこの額で維持していけるかどうかということになると、これは各市の財政力にもよってくると思います。

ですから、そういった部分から言うと、やはり民間委託は進めていかざるを得ないだろうということです。その上で、技術課の26名という職員の何人を減らしても柳泉園の技術を継承していくに足る人数なのかという、その明確な数字が出てこない、あと根拠が出てこない、民間委託というものは推進していかないだろうと私は思うんですね。ですから、そのあたり、これから議論を恐らくPTでやっていくと思うんですけれども、これは一体何人、退職人数も来年度から3年間ですかね、退職はいないという状況ではあると思います。ですから、退職者がいない状況の中でこの委託を進めていったとしても、ダブルの経費がかかってくるわけで、そのあたりも含めて、であれば3年後にはこの民間委託をスタートできるような体制をつくるのかどうか。それに立って、技術課の職員を何人にしていくのかということ、やはり判断した上でやっていかなければいけないだろうと。そのあたりをどのように考えていらっしゃるのかなという、この2点、お願いしたいと思います。

○総務課長（涌井敬太） 周辺自治会の定期協議会の件でございますが、前回、この行政報告に載っております周辺自治会の定期協議会の際には、これといった質問等はございませんでした。通常の我々の事業運営の報告と、それに対して資料の内容は、確認はありましたが、その程度でございます。それ以前は小金井市の関係があったものですから、その際には小金井市の状況というのは相当質問はありました。最近、ここ2回ほどは受けていませんので、そういった関係の質問は特にございません。

それから、2点目の委託化の件でございますが、議員御指摘のとおりでございます、おっしゃったとおりのことを現在委員会の中で検討しております、技術職を確保していくこと、それから、退職に対する職員の補充のこと、最低何人いなければこの施設が、きちんと技術を維持しながら維持管理できるかどうかということもすべて検討した上で採用計画、それから、職員の研修計画、それから、課につきましても現在4課でございますが、4課を3課にできればしたいということで今検討しております。課を減らすことによって人員を少なからず削減することができるということも検討しております。ですから、単に委託化ということの検討ではなくて、柳泉園組合の事務局の組織をどのように先々していったら、合理的なおかつ効率的、かつ経費が節約できるかということもすべて検討している委員会でございます。内容につきましては、御指摘の内容はすべて話の中に出ております。

○2番（沢田孝康） わかりました。自治会との協議会で、小金井市の問題があったときにはさまざまな御意見をいただいたということで、それ以外、そういった大きなことがない限りは、基本的にはうまく自治会の皆さんとはやっていけているということで、御努力に対しては敬意を表したいと思います。

それと、今の改革の話ですが、具体的に今やっていच्छるということは、御努力はわかります。その上で私としては、やはりいつまでにこの計画が、きちんとしたものができ上がるのかなということです。ですから、施政方針にも検討しておりますということです。要は計画として素案みたいなものがいつの段階で私どもに提示されるのかということです。その上で組織体制も含めて当然検討されているということです。その時期がどのくらいになるのかなということについてどうでしょうか。

○総務課長（涌井敬太） 実は去年の9月までに本当は結論を出したかったのですが、ところが、特にクリーンポートの運転管理の委託化の部分が非常に難航しまして、結論に至るまで相当時間を費やしまして、毎月2回程度話し合いを持っていたんですが、結

果が出ませんで、1月にやっと全課、将来の課をこのようにしていったらいいのではないか、人員についてはこのぐらいが適正なのではないかというところまで行き着いたところでございます。9月の後は、できれば3月までにと思っていたんですが、まだ議題が残っているものですから、早くても9月ごろになってしまうのかな、再来年の、平成23年度予算には少なからず反映できればいいのかなというところでございます。すみません、もう少し早く本当は終わる予定だったんですが、なかなか難航しまして、そのようなことでございます。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○1番（小山慣一） それでは、質問を3点予定しておりましたけれども、清瀬の西上議員ですかね、アルミ缶等の未回収の件が質問ありましたから、2点。そして、質問なのか要望なのか、少しまだはっきりしません、まあ、要望ということですか。ですから、2点の質問と、1つは要望ということになろうかと思えます。

1つ目は、施政方針の中にあります人事交流の件であります。約12年してきたでしょうか。この人事交流というのは、柳泉園組合職員が構成市の3市と、交代というんですかね、例えば東久留米、西東京、清瀬とか、そして、逆に構成市から柳泉園に、そのようなことと私は理解していたんですが、いろんな、人件費の抑制とか、それから、退職職員に伴って原則補充はしないとか、こういうことから当分の間は人事交流を行わないということとしていますが、私は、過去12年間の効果はかなりあったのではなかろうかなと思えます。この原因が、人件費の抑制とか、そういう原則補充を行わないからとか、こういうものでは、そのために当分の間しないんだというのは、考え方が私とは違うんですね。そこで質問は、その当時の、ことしの3月31日までであろうかと思いますが、その給与は人事交流の、例えば行った先、いわゆる柳泉園に来られた側の給与の体系というんですかね、私はやはりお互いに、柳泉園の職員が構成市に行った場合は柳泉園で払って、例えば東久留米から柳泉園に派遣というんですかね、出向という場合は東久留米が給与を払っていたと思うんですが、この辺について伺います。

それから、2点目は、広域支援の関係です。小金井市の部長と課長が、2月の8日ですか、いらっしゃって、平成22年度も処理していただきたいということでございます。私どもの上田議員からも人道的とは、私も若干この感覚が違うんですが、過去の経過からして、今後柳泉園としても受け入れたいという方向なのか。あるいは、広域支援体制の要綱の、若干の改正があったんですが、こういう改正面からいくと、やはり柳泉園として

は受け入れするような方向になるのかを伺います。

それから、3点目は、このたび行政にも識見豊かで頭脳明晰な青年管理者が誕生いたしまして、これは歴史を見ますと各市の構成市の長の互選によるということで、当然柳泉園のことは御理解をいただいておりますが、そこで私は、柳泉園というのは特別地方公共団体ということでしょうか、構成市の3市は地方公共団体ということなのですが、よく市長が変わったときとか、あるいは、国で言うならば大臣が変わったとか、引き継ぎということですかね、柳泉園の場合の管理者が変わったときとか、こういった場合は引き継ぎがなされているのかどうかについて伺います。これが場合によっては要望になるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○総務課長（涌井敬太） 人事交流の件でございます。御指摘の件はよく理解するところでございますが、何分職員がどんどん少なくなって、派遣に行っている職員がふえていきまして、行っていない職員が少なくなってきてまして、このまま行きますと、いずれ柳泉園から派遣することが難しくなってしまうということがあったものですから、ある時期で少し抑えていったほうがいいのかということで、平成22年度につきましては休止させていただきました。これは、今後やめるということではございません。来年はとりあえず休止させていただく。

それから、給料でございますが、人事交流の職員の給料につきましては、受け入れ側が支払う。ですから、例えば東久留米市の職員が柳泉園組合に来ていただく場合は、その職員については柳泉園組合が支払う。それから、柳泉園組合の職員が東久留米市に派遣で行った場合には、東久留米市でお支払いいただくということがございます。ですから、少しこのところ給与が、本日も議案で提案させていただきますが、柳泉園組合の給与関係が少し下がっているものですから、そういった難しいところもあろうかなと。それから、管理者の事務の引き継ぎでございますが、実施しております。15日付で前管理者と新管理者と書類で引き継ぎをさせていただいております。

○助役（森田浩） 広域支援の関係でございますが、御存じのように、現在柳泉園が小金井市のごみの搬入を中止している原因といたしましては、当初お約束した平成21年2月までに小金井市といたしまして場所の選定ができなかったこと。決定ができなかったということのお約束が守れないために、協定上平成21年度の小金井市のごみは、柳泉園には入ってきてございません。そういう経過がございますが、今やめているわけでございますが、今後の小金井市のごみに対する柳泉園の考え方といたしましては、何らかの動きといたしま

すか、きちんと広域支援に基づいて場所の決定がされる、現在二枚橋を予定されているようでございますが、その二枚橋の候補地がきちんと3市の了解のもとに公に説明できるような状況になって、何らかの動きがあった場合には、柳泉園としても小金井市から何らかのお願いがあれば、それは議会の皆様方、また、地域の皆様方とのお話をさせていただく用意はございますというお話もさせていただいておりますので、今後もそのような形で対応していくのが本来ではないかと。まだ管理者とは調整してございませんが、今までの経過を踏まえますと、そのような対応が望ましいのではないかと考えております。

○1番(小山慣一) それぞれに御答弁いただきました。2点目は、助役が御答弁されたとおり過去の経過とか、それから、周辺住民の方とかあるわけでございますので、ぜひそのような方向で今後も考えていっていただきたいと思います。

1点目の人事交流の関係です。給料は高い低いあるでしょうけれども、押しなべていえば行って来いというのかな。これでやめるわけではないと。私は、かなり効果があるのではなかろうかなと思います。地方公共団体と特別地方公共団体の違いはあるとはいえ、やはり構成市が柳泉園組合に来ることによって実態もわかる。そして、逆に柳泉園の職員が構成市に行けば、その行政課題もよくわかるので、ぜひこれは、当分の間ということでございますけれども、5年か10年かわかりませんが、私はやはり効果があると考えていますので、御検討いただきたいと思います。

3点目は、書類上で引き継ぎを行ったということでございます。ということは、前管理者と新管理者が直接お会いしたことはないということでございますけれども、いろいろ引き継ぎをすれば、懸案課題というんでしょうか、こういうものも多分生まれると思うんですね。特に構成3市の市長の選挙があって、新市長が生まれて、その新市長が管理者になった場合とか特に、私はあろうかと思えます。

特にこれは、要望ということになりますけれども、私はかねてから申し上げておりますが、1回目の柳泉園組合議会の議員、今回、去年から2回目になったんですが、実は清瀬市にある柳泉園組合の財産であった旧清瀬の中間処理施設の清柳園の件ですが、総務課長とか適切に財産管理をしているということでございますが、私は非常に忍びがたい思いがあります。私の市にあるわけではないですけれども、清瀬市の中の、特に北東のほうにあるところなんです、森田助役の御答弁によりますと、建物の解体やら、それから、仮に、土壌調査とか、莫大な費用がかかる場合、当面は難しいという御答弁で、ただ重要な問題だという御答弁をしています。特に昨年(2017年)の第4回定例会で前管理者はこういうことを言っ

ています。「私もあのままでいいとは思っておりません。まず管理者会議の中で十二分な議論が必要だろう。その後、事務連絡協議会の意見や議論をいただく場面になるかもしれません。こういったことを踏まえて、今後管理者会議の中で議論はさせていただきたい」ということをございます。かなり施設整備基金も、新年度も約1億200万円取り崩すと約3億円少しになりますかね。それから、こういう特殊プラントですから、約9年経過するんですか、クリーンポートは。いろんな維持補修だとか、こういうものがありますけれども、私は少なくとも調査をして、適切な土地利用というんでしょうか。たまたま東京都では築地市場の移転をめぐって今いろんな議論があろうかと思いますが、私はこのまま5年、10年、20年とほうっていくようなものではないと思っています。もしこの辺について管理者なりの御見解があれば伺いたいと思います。なければ要望に終わります。

○議長（森田正英） 答弁ございますか。

○助役（森田浩） 私からお答えするのも少しどうかと思いますけれども、管理者との引き継ぎの中ではそのような、一部表現としてはございますけれども、経過等の説明はございませので、その辺を今後管理者によく説明させていただきます。前管理者がお考えになっていたことも含めまして管理者にお話しさせていただいて、副管理者とまた近いうちにそういう検討の場を持つというお話を前管理者がしておりますので、その辺も含めて今後新管理者にお話をさせていただきます、それに対応させていただきたいと思っております。

○議長（森田正英） お昼を過ぎましたが、施政方針、行政報告に対する質疑ございますか、ほかに。

では、ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（森田正英） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、施政方針及び行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○5番（保谷清子） 2点についてお尋ねいたします。管理者の施政方針についてです。

1点目は人事交流についてです。今年度、当分の間は人事交流を行わないということでした。昨年度の施政方針を見ますと、「平成20年度をもって東久留米市との人事交流の期限が終了となりますので、平成21年度より3年間、改めて東久留米市との人事交流を行ってまいります。関係市との人事交流により、廃棄物行政という狭義の行政から市民

サービスを主体とする地方行政にかかわることは、今後の当組合職員の能力や資質の向上にも大きな意義があると考えております」、このように述べられています。昨年とことしと大きく、この管理者の施政方針において人事交流に対する見解が違うのですが、どのような検討があって今年度は行わないと決めたのか、そのことについてお尋ねいたします。また、人事交流に対する大変評価を昨年度はしているわけですが、この人事交流のメリット・デメリットについて少し詳しく教えていただきたいと思っております。

2つ目は、クリーンポートの管理運営についてです。今年度はクリーンポート運転管理について、業務委託への移行を視野に入れということで、業務委託となっております。昨年度の管理者の施政方針では、クリーンポート運転管理の全面委託を視野に入れということで、全面委託となっておりますが、昨年とことし、こちらについても違いますが、どのような検討があってこういう施政方針になったのか、そのことについてお尋ねいたします。また、業務委託と全面委託、どのようなものなのか、どのように違うのか、お尋ねいたします。

以上、1回目です。

○助役（森田浩） 1点目の人事交流の関係でございますが、端的に申し上げますと、人事交流、非常にお互いにメリットがあるというのは、もうそれは当然認識しているところでございますが、何分にも柳泉園の職員を採用していないということもございまして、対象者の方、なるべく若い人に交流をしていただきたいんですけども、その若い方がもういらっしゃらない。ほとんど交流が終わってしまっております。そこで、当分の間この交流を中止して、再度、例えば新規採用がありましたら、そのときにはまた再開をさせていただきたいということでもあります。

それから、それに伴うメリット等でございますが、これ、始めて10何年たつんですけども、お互いに全然職場が違う、業務内容が全然違いますから、そういう面からしても得るものはお互いに違うということで、非常に参考になるのではないかと。今後の、いろんなことを経験することによって、お互いに視野が広がったり、いろいろな形でメリットは大きいと思っております。それで、先ほど少し前年の施政方針との比較のお話がありましたけれども、東久留米市には派遣をさせていただいております。それで今回、平成22年度から、本来ですと順番で西東京市になるわけですが、そういうことで若い人がいらっしゃらないということで、少し見合わせるということを今回決めさせていただいたということでございます。

○総務課長（涌井敬太） 施政方針のクリーンポート業務委託の関係ですが、先ほどからお話しさせていただいています検討委員会というのがございます。委員会にける当初は、クリーンポートは全面委託しようという考えを持っておりました。話し合いをしていく中で、やはりそれは非常に難しいということで、結論としてはまだこれからですが、方向性としてやはり職員がかかわっていかねばいけないだろうということで、業務委託という書き方に変わったものがございます。

○5番（保谷清子） 順番にこちらの職員の方が各市に派遣されて、お互いの交流ができていたということですが、こちらの職員の方は、「職員の能力や資質の向上にも大きな意義があるものと考えております」ということで、メリットとしていますけれど、配置される自治体のメリットというものはどのようなものでしょうか。そこをもう少し具体的な事例で教えていただければありがたいんですけど、お願いいたします。

あと、業務委託と全面委託ですけれど、当初は全面委託を考えていたと。それが検討委員会の中で難しいということで、職員がかかわる業務委託になったということです。大変重要な問題だと思いますが、これは行政報告にも事業報告にも書かれていませんが、そうしますと、私たちが気づいて質問すればお答えがありますけれど、行政報告にも事業報告にもなければ、気づかなければそのまま、検討委員会のまま進んで、秋には結論が出るということになると思いますが、行政報告、事務報告にこの検討委員会の1行もないというのはどのようなことでしょうか。また、検討委員会のメンバーについてお尋ねいたします。

○助役（森田浩） 人事交流、お互いにメリットはあると思いますけれども、柳泉園から派遣させていただける行政側になるべくお願いするのは、柳泉園で余り経験できない契約行為の事務とか、そういうものに配置させていただけないかというお話は当初させていただきます。それから、市から来ていただく職員の方につきましては、なるべく、どうしても予算の編成とか財政関係が余り柳泉園の職員の方は、なじみと言ったら大変失礼ですが、知っている人がなかなか少ないものですから、その辺を指導していただくために財政関係に配置していただくということが往々にして多いです。

○総務課長（涌井敬太） 検討委員会の件でございますが、メンバーは管理職、各課長4名です。私、総務課長と、それから、技術課長、資源推進課長、施設管理課長の4名、それと、柳泉園組合職員組合の執行委員長と書記長、それから、職員組合で推薦した職員2名。いわゆる職員組合側4名と柳泉園組合の執行部側4名というメンバーで検討しております。

それから、そういった内部の委員会でいろいろと人事の関係とか、それから、職員組合との協議の関係とかございますので、いわゆる内部の委員会でございますので、今のところ行政報告等には報告をさせていただいていないということでございます。

○5番（保谷清子） 人事交流については、それぞれ役割を果たしているということがわかりました。そうしますと、新年度はこういう人事交流がないわけですが、それぞれが経験を積んだから大丈夫ということなんですか。その点を伺いたいです。

あと、検討委員会のメンバーの件ですが、管理職と職員組合ということですが、全国的にも、三多摩でも、廃棄物処理施設の爆発事故などありまして、人身事故が起こったりしている状況の中では、この民間委託の検討というのは重要な問題だと思うんです。行政報告や事務報告に職員組合との関係があるので載せていないということですが、でも、一番大きなのは、民間委託が安全かどうか、そういうところだとも思いますが、こういう点についてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○助役（森田浩） 大変申しわけございません、最初の派遣の御質問、もう一度、どのような御質問でしたか。

○5番（保谷清子） 人事交流につきましては、こちらから各市に派遣される職員の方は契約行為などの事務を行っている。また、市の職員がこちらに来ましたら、予算や財政の関係のことを行っているということでしたけれど、それでは、新年度からこの人事交流、なくなるわけですが、こういうところに支障はないのでしょうか。その点を伺いたかったです。どのようにこの人事交流がない分をフォローしていくというお考えなのか。

○助役（森田浩） 大変失礼しました。今まで派遣させていただいた職員の方が、契約関係とか財政関係に派遣させていただいて、3年間勉強させていただいたということで、現在帰ってこられまして柳泉園の財政担当、また、いろいろ予算の関係も含めたそういう事務をやっていただいておりますから、柳泉園としましては、その職員がきちんとその事務をこなせるという状況になっております。

それから、クリーンポートの委託ですが、一番大きい目的は、例えば今回のこの業務委託、どのような範囲まで業務委託するかは別といたしまして、一番大きい目的といたしましては、やはり経費の有効な活用ということも考えなければいけないと思います。例えば、直営で運転をした場合と委託をした場合と、委託で運転した場合に経費が、例えば安く上がるということになって同じ成果が得られるのであれば、それは当然効率的に委託で行って、各市の負担金に直接影響するわけですから、各市の負担金をなるべく軽減を

図るといふことも柳泉園の1つの大きな役割でございますから、そういう比較をしながら、なるべく効率的な事務の運用をしていくということで、現在クリーンポートの管理運営委託について検討しております。

それから、そのほかの事務につきましても全面的に、柳泉園の組織はどうあるべきかということについて、最終的にどのような形が柳泉園の姿なのかということも含めまして、現在検討させていただいているということでございます。ただ、柳泉園の最終的な姿が、どういう姿が一番適正なのかというところまではまだ見えてきていませんけれども、そういうところまである程度視野に入れながら今後も検討していかなければいけないのではないかと、現在、先ほど課長から答弁させていただいたとおり、検討委員会で鋭意検討させていただいているところでございます。

○5番（保谷清子） 人事交流の面ではわかりました。若い人がいないということは、新しい職員を募集していないということでもあると思いますので、委託に向けた人事が進められていたんでしょうか。そのことについて1点だけお尋ねいたします。

あと、民間委託への目的は経費の有効的な活用、委託は安い、各市の負担金を減らす、そういう目的があるということですが、それにかかわりながら、柳泉園はどうあるべきかという大変重要な、今後の姿について検討しているということですが、こういう検討を管理職の方と職員組合の方たちで行っているのかと私は思うんですけれど、ぜひこの議会にも資料など。あと、委託は安いということも、本当にそうなのかどうか、やはり検討が必要だと思いますので、この議会でやはり必要なことを示しながら、きちんと説明していただきたいことを求めますが、いかがですか。

○助役（森田浩） 少し言葉が足りなくて大変申しわけないんですけれども、必ずしも委託が安いか高いかというのは、それはまだ検討してみなければわかりません。ただ安ければいいというものでもないし、いかにこの柳泉園が安全に、日々3市のごみを継続的に安全に処理するか、そのことが一番求められているものですから、その辺を必ず根底に置きまして、それで委託という1つの行為も視野に入れながら、今いろいろ検討させていただいていると。ですから、例えば委託といっても現在職員がいらっしゃるわけですから、そこに職員がいらっしゃる中でまた委託化を図るといふことは、二重の投資になるわけですから、その辺もいろいろ含めた中で委託ということも考えているということで、御理解いただきたいんですけれども。

○5番（保谷清子） 最後に意見ですが、ぜひ詳細をそちらから示していただくこと

を求めて、終わります。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（森田正英） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、平成22年1月、東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

東京都職員の給与と民間従業員の給与の比較における公民格差の是正を行うため、東京都人事委員会の勧告に準じて、東久留米市におきまして平成22年1月に職員の給与に関する条例が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においても給与改定をする必要があるため、職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、給与の改定につきましては、職員組合と2月16日に協定書を締結しております。

議案第1号、資料1、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表の1ページをごらんください。

1ページから4ページにかけては、今回の給与改定に伴う別表の給料表を改めるものでございます。給料表につきましては記載のとおりでございます。

5ページをごらんください。

第5条第7項ですが、ただし書きを削除するものでございます。このただし書きは、職員が属する職務の級の最高額となった場合の、その号給において24月を経過した場合、勤務成績が特に良好である場合等に同一間差をもって昇給させることができるという規定でございますが、現在はこのただし書きの規定を使用しておりません。また、将来においても使用する予定がないので、条文を削除するものでございます。

第5条第8項ですが、第7項のただし書きを削除したことによる文言の修正でございます。

6ページをごらんください。

第21条ですが、議案第2号で提案させていただく勤務時間条例の改正において、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改めることによりまして、「8」を「7.75」に改めるものでございます。

第22条第2項ですが、3月に支給する期末手当の率を「100分の35」から「100分の25」に、12月に支給する期末手当の率を「100分の160」から「100分の150」に改めるものでございます。

第22条第3項でございますが、職員に支給する期末手当の率を変更することに伴い、再任用職員に支給する期末手当の率を改めるものでございます。

第22条第5項ですが、「新3等級」という表現は現在使用されていないため、「2級」という文言に改めるものでございます。

7ページをごらんください。

第23条第2項ですが、6月に支給する勤勉手当の率を「100分の60」から「100分の50」に、12月に支給する勤勉手当の率を「100分の55」から「100分の50」に改めるものでございます。

第23条第3項ですが、職員に支給する勤勉手当の率を変更することに伴い、再任用職員に支給する勤勉手当の率を改めるものでございます。

8ページをごらんください。

附則でございます。第1項条例の施行期日は、給料表の改正及び附則第2項から第6項の規定は平成22年3月1日、その他の規定は平成22年4月1日でございます。

第2項期末手当に関する特例措置でございますが、今回の給与改定に伴う公民格差の調整を平成22年3月に支給する期末手当で行うため、0.18月引き下げまして0.17月とするものでございます。

第3項の柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、地域手当に関する特例措置でございます。条例第9条の2、第2項に規定されている地域手当につきましては、本則では18%となっておりますが、今回の条例改正前の附則で当分の間16%としていたものを、東久留米市の規定に準じまして、当分の間12%に改めるものでございます。

第4項の柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部改正でございますが、助役に支給する期末・勤勉手当の支給率は、一般職の期末・勤勉手当の支給率に準じる規定となっているため、本条例改正附則第2項に規定する給与改定に伴う公民格差の調整に関する規定を適用しないようにするためのものでございます。

9ページをごらんください。

第5項の柳泉園組合職員退職手当支給条例一部改正でございますが、西東京市並びに東京都市町村職員退職手当組合に加入しております清瀬市及び東久留米市におきましては、平成21年度の退職手当額算定において、今回の給与改定に伴う特例措置として、平成22年1月1日から同年3月31日までの期間に退職した者の給料月額は、今回の条例改正前の条例による給料月額とする規定が設けられております。当組合職員と関係市職員の均衡を保つため、関係市と同様の規定を設けるものでございます。

第6項柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、附則別表第3として暫定給料表を設けておりますが、今回の給与改定と同様に改正するものでございます。暫定給料表につきましては、10ページから13ページに記載のとおりでございます。

14ページをごらんください。

第7項の柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、第6項で改正した暫定給料表を東久留米市と同様に段階的に圧縮していくため、平成22年4月1日から適用する附則別表第3の暫定給料表を改正するものでございます。暫定給料表につきましては、15ページから18ページに記載のとおりでございます。

次に、議案第1号、資料2、「平成21年度給与改定の概要」と題した書類をごらんください。

1ページの1、改定方法は、平成21年東京都人事委員会勧告に準拠しております。

2、一般職の給与改定内容、(1)施行時期は記載のとおりでございます。

(2)給料表は、東京都の給料表に準拠しており、公民格差相当分として0.35%の引

き下げ、及び東京都の地域手当を16%から17%に引き上げることに伴う給与構造改革分といたしまして0.88%の引き下げ、合計で1.2%の引き下げとなっております。初任給及び代表的な年齢での改定前の給料、引下額、改定後の給料及び該当号給につきましては、表に記載のとおりでございます。

(3) 諸手当の改定でございますが、地域手当につきまして、本則は18%ですが、東久留米市の規定に準じまして、改定前の支給率16%から、4%引き下げまして12%といたしました。

(4) 期末・勤勉手当につきましては、年間4.5月から0.35月引き下げまして4.15月といたしました。平成21年6月に支給した期末・勤勉手当において、既に0.2月分を引き下げておりますので、3月に支給する期末手当は、0.35月から引き下げ分の残り0.15月を差し引き0.2月となりますが、今回の給与改定に伴う所要の調整といたしまして、さらに0.03月差し引きまして、3月に支給する期末手当は0.17月といたします。

2ページをごらんください。

イ、平成22年度以降の期末・勤勉手当の支給月数の配分については、表に記載のとおりでございます。

3、その他につきましては、平成21年4月1日現在の職員数、改定後の平均給料月額等を記載しております。

4、再任用職員の給与改定の内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。

それでは、以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 全員賛成であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（森田正英） 「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び人事院規則が改正されたことを受けて、関係市の勤務時間条例が改正されましたので、当組合職員と関係市職員の均衡を保つため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

国においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び人事院規則が改正されまして、それを受けて関係市においても職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されました。柳泉園組合においても、関係市との均衡を失することのないよう、その改正内容に従いまして勤務時間等の改正をする必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。なお、勤務時間等の改正につきましては、職員組合と2月16日に協定書を締結しております。

議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条第1項でございますが、1週間の勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に改めるものでございます。

第2項ですが、職員の勤務時間の改正にあわせまして、再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改めるも

のでございます。

第3条第1項ですが、1日の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改めるものでございます。

第7条でございますが、午前と午後に休息時間をそれぞれ15分置いておりましたが、これを廃止するものでございます。

2ページをごらんください。

第8条の2、第2項でございますが、小学校入学前の子を養育する職員に対する時間外勤務の上限について、1カ月で「24時間」、1年で「150時間」から、1カ月で「23時間15分」、1年で「145時間20分」に改めるものでございます。

第15条第2項ですが、介護休暇の期間を、1つの継続する状態ごとに連続する2週間以上6月以内の期間に必要な期間とあるものを、介護休暇の期間の初日から2年間に限り、さらに2回まで通算で180日を限度とすることができるただし書きを加えるものでございます。

3ページをごらんください。

別表2、第3項ですが、結婚休暇を申請できる期間について、結婚の日から1カ月以内としていたものを6カ月以内に改めるものでございます。

別表2、第9項ですが、子の看護休暇を取得できる条件について、「小学校入学前の子」を「9歳の子」に改め、子が複数いる場合は、休暇日数を6日とする規定を加えるものでございます。

4ページをごらんください。

別表2、第13項ですが、再任用短時間勤務職員の夏季休暇の日数を算定する際に使用する1週間の勤務時間を、「40時間」から「38時間45分」に改めるものでございます。

附則第1項の条例の施行期日は、平成22年4月1日でございます。なお、関係市におきましては、清瀬市及び西東京市が平成21年4月から、東久留米市が平成21年10月からそれぞれ施行されております。

第2項の経過措置でございますが、既に介護休暇の申請をしている場合の改正後の規定の適用は、その申請に係る介護休暇期間の初日から2年を経過していない場合に適用することができるとするものでございます。

第3項の経過措置ですが、結婚休暇及び子の看護休暇の改正後の規定については、条例

施行日以後に申請を受理したものから適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑ございませんね。質疑なしと認めます。

以上をもって議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合は、原案に反対の方の討論をお受けいたしますが、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、次に賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 全員賛成でございます。よって、議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（森田正英） 「日程第8、議案第3号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第3号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、平成21年12月31日付で管理職1名が退職したことにより、退職手当の

予算が不足するため、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額32億5,579万2,000円に対し、歳入歳出それぞれ2,437万8,000円を追加させていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 議案第3号、「平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算」と題した書類をごらん願います。

今回の補正予算は、平成21年12月に職員1名が一身上の都合により退職いたしましたので、退職金に係る予算について財源調整し措置するため、歳入歳出の款及び項の区分で調整させていただく内容でございます。

2、3ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正は、款・項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款・項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけまして記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

10、11ページをごらんください。

2、歳入でございます。款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金運用収入は、117万7,000円の増額でございます。増の理由といたしましては、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金について、安全確実かつ効率的な資金運用を図るため、積極的に国債を活用したことによるものでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金、節1職員退職給与基金繰入金は、2,289万1,000円の増額でございます。普通退職による職員1名分の退職手当の財源に充当するため、職員退職給与基金を取り崩しまして一般会計に繰り入れさせていただきます。なお、当該基金につきましては、取り崩しをすることによりまして、本年3月末現在の残高は269円の予定でございます。

款6諸収入、項1組合預金利子、目1組合預金利子、節1組合預金利子は、31万円の増額でございます。増の理由といたしましては、歳計現金を大口定期預金として運用したことによるものでございます。

12、13ページをごらんください。3歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節3職員手当等は、説明欄に記載の普通退職による職員1名分の退職手当の不足分2,515万8,000円の増額でございます。なお、退職した職員の勤続年数につきましては33年9月でございます。

目2総務管理費、節25積立金は、説明欄に記載の基金運用利子積立金117万8,000円の増額でございます。

款5予備費の195万8,000円の減額は、退職手当の不足分及び歳入歳出予算の増減額を差し引きしたものでございます。

次に、14ページをごらんください。給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 以上をもって議案第3号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、必ず原案に反対の方の討論をお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 次に、賛成討論をお受けいたしますが、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 賛成者全員であります。よって、議案第3号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（森田正英） 「日程第9、議案第4号、平成22年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第10、議案第5号、平成22年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第4号、平成22年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第5号、平成22年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について、御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ31億1,445万1,000円で、前年度に比べ2億3,495万1,000円、7.0%の減でございます。予算編成に当たりましては、柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。

なお、平成22年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

初めに、平成22年度の事業計画は、予算見積もりの根拠となっておりますので、予算資料について御説明申し上げます。

議案第5号、資料、「平成22年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類の1ページをごらんください。

1、組織の人員配置計画でございますが、職員の合計は41名、前年度に比べて4名の減でございます。なお、表の下段に外書きで記載しております再任用短時間勤務職員の合計は、7名でございます。

2ページをごらんください。ごみ処理計画でございます。

1、搬入予想量及び施設別処理計画は、関係市で予測していただいた量をもとに計画し

ております。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの搬入予想量の合計は、平成20年度実績に比べ1,928トン、2.5%の増でございます。この搬入予想量に基づきまして算出いたしました各施設の稼働日数、処理内訳、最終処分計画量につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

3ページをごらんください。2、ごみ処理計画のフローシート及び3、リサイクルセンター処理計画のフローシートでございます。関係市から搬入されましたごみ及び資源物を当組合で処理する量及びその内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

4ページをごらんください。4、ダイオキシン類測定及びその他分析調査計画でございます。各測定項目と実施時期及び検体数につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

5、施設の運転に関する排出基準は、クリーンポートの煙突から排出されるガスに係る関係法令に基づく排出基準と、当組合で定めております自己規制値でございます。

5ページをごらんください。し尿処理計画でございます。

1、搬入予想量及び処理計画は、関係市で予測していただいた量をもとに計画しております。し尿、単独浄化槽汚泥、合併浄化槽汚泥の搬入予想量の合計は、平成20年度実績に比べまして49キロリットル、2.5%の増でございます。この搬入予想量に基づき算出いたしました施設の稼働日数、し渣発生量につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

2、し尿水質、臭気分析調査計画でございます。各測定項目と実施時期及び検体数につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

3、施設の運転に関する下水道排除基準は、し尿を処理施設で処理した後、下水道へ放流する処理水に関する関係法令に基づく排除基準でございます。

6ページをごらんください。厚生施設運営計画でございます。

1、厚生施設関係は、野球場を初め各施設の使用期間、使用回数などの計画でございます。それぞれ表に記載のとおりでございます。

2、水質等分析調査計画でございます。室内プール及び浴場の維持管理に係る水質の各測定項目と実施時期及び検体数につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

7ページをごらんください。主な事業計画でございます。

1、クリーンポート定期点検整備補修は、施設を常に最適な状態に保つため、その維持管理に必要な点検整備補修について毎年定期的を実施しておりますが、平成12年11月

竣工後9年を経過し、経年劣化している重要部品の交換が必要な時期に来ていることから、その部品交換を含めた補修を実施するものでございます。なお、点検整備のうち基幹的整備に類する部分については、施設整備基金を充当する予定でございます。

2、粗大ごみ処理施設運転業務委託（長期継続契約）は、現在、粗大ごみ処理施設の運転業務と手選別作業を別契約としているものを一本化し、長期継続契約とすることにより指示系統を明確にし、作業体制の合理化及び経費の節減を図るものでございます。

8ページをごらんください。平成22年度と前年度の歳出予算について、目的別及び性質別に区分し、前年度と比較した内容を一覧表にまとめたものでございます。

9ページをごらんください。平成22年度と前年度の歳出予算について、それぞれ経常的経費及び臨時的経費に区分した内容を一覧表にまとめたものでございます。

10ページをごらんください。柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法と私車の処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の負担金の計算方法で算出しております。

11ページをごらんください。平成22年度の柳泉園組合負担金の計算式でございます。

まず、平成22年度の歳出予算額から東久留米市環境整備負担金及び平成21年度私車処分費留保分を除いた額を財産的経費及び経常的経費に分けまして、さらに、財産的経費は負担金及び私車処分費を除く歳入で差し引きまして、それぞれ4分の1または3分の1の均等割で案分し、経常的経費はごみまたはし尿の平成20年度実績の搬入量割りで案分いたします。

1の財産的経費のうちの公債費につきましては、清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。

2の公債費を除く財産的経費である議会費、総務費の報酬及び積立金並び厚生施設に係る経費につきましては、3市に共通する経費として各市それぞれ3分の1の負担でございます。

3の経常的経費につきましては、財産的経費を除く総務費及び予備費を共通経費としてごみ処理費分とし尿処理費分に案分し、それぞれごみ処理費及びし尿処理費に加えまして、ごみ処理費の合計額は関係市のごみ搬入実績量の割合で、し尿処理費の合計額は関係市のし尿搬入実績量の割合でそれぞれ負担していただきます。

4の東久留米市環境整備負担金につきましては、清瀬市及び西東京市のごみ及びし尿の搬入実績量の割合でそれぞれ負担していただきます。

12ページをごらんください。

5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表は、繰越金に含まれます平成20年度私車処分費精算額を差し引いたもので、平成22年度当初予算に計上している関係市の負担金の額でございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

6の表は、平成22年度の負担金と、平成21年第4回定例会において議決をしていただきました、所要の調整をした再算定後の負担金を算出する前のごみ搬入量を修正・再計算し、所要の調整をしていない負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

13ページをごらんください。平成22年度の負担金を算出するための資料でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

14ページをごらんください。償還表でございます。施設整備に係る事業債の借入年度、事業名、借入先、借入額、利率、平成21年度償還額及び平成21年度末現在の未償還元金、平成22年度償還予定額及び平成22年度末の未償還元金、平成23年度償還予定額並びに完済年度をまとめたものでございます。内容は表に記載のとおりでございます。

15ページをごらんください。長期継続契約に関する調書でございます。平成21年度に契約したものと、平成22年度予算に計上した長期継続契約を予定している件名、予定額、契約の期間等をまとめたものでございます。内容は表に記載のとおりでございます。

16ページをごらんください。基金の残高見込みでございます。職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金のそれぞれの平成20年度から平成22年度の間積立額、取崩額及び残高をまとめたものでございます。内容は表に記載のとおりでございます。

続きまして、予算案について御説明申し上げます。

議案第5号、「平成22年度柳泉園組合一般会計予算」と題した書類の2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算の総額は、前年度に比べまして2億3,495万1,000円、7.0%の減となっております。款・項の予算額は表に記載のとおりでございます。

10、11ページをごらんください。2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1負担金は、前年度に比べまして7,417万円、3.5%の減でございます。なお、各市の負担金につきましては説明欄に記

載のとおりでございますが、前年度のごみ搬入量を修正・再計算し、所要の調整をしていない負担金と比べて、清瀬市は2,444万8,000円、5.7%の増、東久留米市は1,202万1,000円、1.9%の増、西東京市は1億1,065万7,000円、10.8%の減となっております。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料は、前年度に比べて163万8,000円、2.5%の増でございます。増の主な理由といたしましては、浴場施設利用者の増による浴室使用料の増でございます。

項2 手数料は、前年度に比べて3,464万2,000円、5.8%の減でございます。減の主な理由といたしましては、私車のごみ搬入量の減によるものでございます。

款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は、基金運用利子を予定しておりますが、科目設置でございます。なお、基金の運用につきましては、安全確実な国債の購入に充てる予定でございます。

12、13ページをごらんください。

款4 繰入金、項1 基金繰入金、目2 施設整備基金繰入金は、施設整備基金を取り崩し、クリーンポート定期点検整備補修の基幹的整備に類する補修費用に充当する予定でございます。

款5 繰越金、項1 繰越金は、前年度に比べて1億3,700万円、42.9%の減でございます。減の主な理由といたしましては、平成21年度の資源回収物売り払い、ごみ処理手数料等の収入が減少したこと等によるものでございます。

款6 諸収入、項1 組合預金利子、目1 組合預金利子は、歳計現金等の預金利子を予定しておりますが、科目設置でございます。なお、歳計現金の運用につきましては、安全確実な大口定期預金とすることで効率的に運用する予定でございます。

項2 雑入、目1 雑入は、前年度に比べて3,661万5,000円、25.8%の増でございます。増の主な理由といたしましては、資源物売り払い単価が安定してきたことによる資源回収物売り払いの増、回収鉄等売り払いの増及びクリーンポートの運転管理を工夫したことによる発電にかかわる電力売り払いの増でございます。

14、15ページをごらんください。3、歳出でございます。

款1 議会費、項1 議会費の予算額は記載のとおりでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 人件費は、前年度に比べまして8,802万円、37.6%の減でございます。減の主な理由といたしましては、定年等による退職職員の不

補充、人事異動及び退職手当の減によるものでございます。

16、17ページをごらんください。

目2総務管理費は、前年度に比べまして295万5,000円、3.5%の減でございます。減の主な理由といたしましては、前年度に比べ経常的経費が減ったことにより、東久留米市環境整備負担金の額が減ったことによるものでございます。

目3施設管理費は、前年度に比べて781万2,000円、10.6%の減でございます。減の主な理由といたしましては、消耗品費、光熱水費及び修繕料の見直し、並びに庁舎管理業務委託の業務内容を見直しまして、長期継続契約に移行する等の経費削減によるものでございます。

18、19ページをごらんください。

目4厚生施設管理費は、前年度に比べ317万3,000円、2.3%の減でございます。減の主な理由といたしましては、消耗品費及び光熱水費の見直し等の経費削減によるものでございます。

20、21ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べまして662万7,000円、2.2%の減でございます。減の主な理由といたしましては、定年等による退職職員の不補充及び人事異動によるものでございます。なお、退職手当を除く一般職の人件費の合計では、前年度に比べて3,610万4,000円、8.1%の減でございます。

目2ごみ管理費は、前年度に比べて1億3,702万2,000円、16.3%の減でございます。減の主な理由といたしましては、クリーンポート定期点検整備補修の見直し等の経費削減によるものでございます。

22、23ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べて790万7,000円、3.6%の減でございます。減の主な理由といたしましては、消耗品費及び光熱水費の見直し並びに粗大ごみ処理施設運転業務委託及び手選別作業委託の業務内容を見直しまして、長期継続契約に移行するなどの経費削減によるものでございます。

24、25ページをごらんください。

目4資源管理費は、前年度に比べまして175万8,000円、1.4%の増でございます。増の主な理由といたしましては、ここ数年にわたり経費削減のため抑制していたリサイクルセンター定期点検整備補修の増によるものでございます。

目5し尿管理費は、前年度に比べて838万円、14.3%の減でございます。減の主な理由といたしましては、光熱水費及び修繕料の見直し等の経費削減によるものでございます。

款4公債費、項1公債費、目1元金は、前年度に比べて1,861万4,000円、1.9%の増でございます。

26、27ページをごらんください。

目2利子は、前年度に比べて1,942万7,000円、17.1%の減でございます。公債費の元金及び利子の合計は、前年度に比べまして81万3,000円、0.1%の減でございます。なお、平成22年度をもってし尿処理施設整備にかかわる起債の償還が終了となります。

款5予備費は、前年度に比べて2,600万円、14.1%の増でございます。増の主な理由といたしましては、平成21年10月にごみ処理手数料の改定を実施したことにより、平成21年度分私車処分費精算予定額が前年度分私車処分費精算予定額に比べ増となったことによるものでございます。なお、予備費に予算計上している平成23年度に係市の負担金で精算する予定の平成21年度分私車処分費精算予定額は、1億9,507万8,000円で、その精算予定額を差し引いた予備費は1,592万2,000円でございます。

28ページをごらんください。28ページから31ページまで給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

なお、本予算は1月6日及び7日に開催した管理者会議で決定し、関係市へ連絡いたしました。その後、給与改定につきまして2月16日に職員組合との協定となったため、給与改定に関する部分については本予算に反映するいとまがなかったため、30ページに記載のオ、期末・勤勉手当及び31ページに記載のキ、地域手当の本年度分につきましては、議案第1号による給与改定前の数値となっております。平成22年度における給与関係の予算執行につきましては、期末・勤勉手当の支給率の6月分は1.9月、12月分は2.0月、3月分は0.25月とし、地域手当は12%といたします。

32ページをごらんください。債務負担行為に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

33ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○4番（板垣洋子） まず、資料の中で1点確認したいんですけども、資料の2ページのところのごみ処理計画のところに書かれてあります搬入量というのは、柳泉園組合の廃棄物処理基本計画の中にあつた計画数とは別に、来年度の搬入予定量として各市で新たに出された数を合計した数なのかということを確認させてください。

それでは、予算にいきます。

細かいのですが、11ページのプール使用料については、補正のときの説明と、先ほどはおふろの利用者が多いということでしたけれども、プール使用についてはどのようになっているのかということ。

それから、17ページのところに入るのかなと思うんですけども、例規集の差しかえなどのあの予算はどちらに入っているのか、教えてください。

それから、19ページになりますけれども、施設管理費の中のデジタル放送受信状況調査委託、これ、前年度よりまたふえて入っておりますけれども、どのような調査をされるのか、お願いいたします。

それから、全体的に光熱水料が、随分見直して削減というところで、かなり光熱費が全体的に削減されているのかなと思うんですけども、それは具体的にはどのような点検をされ、どういう部分を削減することによってこのような予算になったのかを、全体的にお願いいたします。

とりあえず以上、お願いいたします。

○技術課長（大場俊美） 先ほどのごみの搬入量ということなんですが、一応この数字に関しましては柳泉園組合の基本計画等の数字ではなく、新たにこの22年度に関して各市からいただいた計画量になっております。

○施設管理課長（中村清） ただいま議員の、少し質問の内容が理解できなかったんですが、浴場施設は、22年度の予算的には9万7,000人ということで、前年度に比べまして4,700人の増と見込んでおります。それとあと、プール施設の利用者数なんですけれども、前年と同様6万8,500人ということを一応見込みました。それから、浴場施設は、18年度では10万5,000人、19年度は10万2,000人、20年度におきましては10万1,000人、それぞれ10万人を超えていたがために、その4,700人というのは、実態に近づけるように9万7,000人ということで設定をさせていただきます。その他のプー

ルにおきましては、過去のトレンドからも下がってはきておるんですけれども、21年度の見込み実績6万8,500人と同様に見込みました。これは、20年度の7万4,000人に比べて5,000人分ばかり落ちてはいるんですけれども、ここに来まして前の第4定るときもお話ししたと思いますけれども、東村山の施設が休館となっておりますから、そちらのお客さんが結構、3割5分ばかり増になっております。そのためにこの6万8,500人、前年同様と見ております。

○総務課長（涌井敬太） 例規集の差しかえの件でございますが、予算書の中では17ページに記載されております2、総務管理費の11節需用費の印刷製本費、これは296万6,000円と総額ではなっておりますが、このうちの例規集追録に関しましては85万2,000円でございます。

○施設管理課長（中村清） 地デジは現在どうなっているかということの御質問だと思います。地デジにおきましては、現在柳泉園の煙突の障害対象となっている、反射障害あるいは遮へい障害が実際の障害となっておりますけれども、2,552棟が今補償対象になっております。そのことで来年度の、23年度の7月から全面的に地デジ化になるということで、今までのアナログがかなり障害から外れるのではないかとということで、1度業者におきまして障害内容を調べさせております。今回は30地点ほど調べましたけれども、ほとんどは影響がございませんでした。ただ、一部自宅前に高い建物が、障害物があった地域においては、ほんのごく一部なんですけれども、多少の障害は残ると。30件の中のごく、1件か2件でございました。ですから、2,500棟の中の30棟でございますので、まだまだ完全に全体を把握できていないのではないかとということで、来年度におきましてももう少し、50から60ポイントばかり、もう少し綿密に調べまして、完全に障害地域を把握したいなと考えております。

○技術課長（大場俊美） 光熱費の関係なんですけど、22年度に関しましては、発電のほうで発電量を前年度に比べましてふえる計画を立てました。それに伴いまして、発電量が上がることによりまして使用する電気が下がったということです。

○4番（板垣洋子） 歳入のところの、11ページのプール使用料については、前回の議会の中で、補正で、東村山市のプールのお話があったので、そのとき8万円ぐらいとおっしゃっていたので、1年分なのでもう少し収入が見込めるのではないかなと思いましたが、そのときの話からすると、もう少し計画を高くしてもいいのかなと見ましたので御質問しましたけれども、結構でございます。

それから、12ページのところ、少し聞き忘れたんですけども、基金のところ、施設整備基金繰入金というのがあるんですけども、職員の退職金の関係の繰入金の項目がないのはどうしてなのか。少しそれを追加でお願いいたします。

それから、19ページですね、デジタル放送のことについては理解しました。でも、23年の7月から始まるということは、今年度でこれに関する調査は終了するつもりで、しっかりと調査をすると認識していいのか、確認させてください。

それから、光熱費についても理解しました。結びつきました。

それから、予算資料の中のごみの排出予定量というのは、各市で、自分の属する自治体の中でどういう計画を出しているのかというのを聞かなければ、その数値というのは今どこにも、具体的な3市それぞれの量はわからないということですね。はい、理解しました。では、お願いします。

○総務課長（涌井敬太） 歳入の基金の項の件ですが、大変申しわけございません、これは財務会計システムの、システム上の問題でございまして、目1に退職給与基金がありまして、今回たまたま基金の繰り入れがないものですからここには出てこないんですが、最初に番号がもう既に組み込まれてありまして、それで2となっております。そのように御理解いただきたいと思えます。

○施設管理課長（中村清） この調査がこれで終了するのかということに対してですけども、来年度におきまして60ポイント近くやりたいということを先ほど申しましたけれども、それをやることによってかなり把握できるのではないかと。メーカーと交渉しているときにはそういう内容でございました。それをもって柳泉園の1つの方向性といいましょうか、今まで2,552棟、現在障害を受けているわけですけども、それらに対して、しからは解消されたから、今後、では、どうするのかと。完全に100%それで障害は取れたのかと。でも、一部は残ってしまう可能性もあるということ。その一部におきましては、今後の方向性を探っていく必要があるであろうと考えております。今後、1つの柳泉園の形として考えて、柳泉園全体で考えていかねばならないかなと思っております。

○議長（森田正英） ここで暫時休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（森田正英） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 1点だけお尋ねしたいと思いますが、私自身広域処分組合の位置づけがわかっていないから、多分こういう質問をするんだらうと思うんですけども、ごみ処理計画の2ページに最終処分計画量というのがありますね。焼却残渣9,614トンですか、日の出町の二ツ塚処分場に出しているということですが、この焼却残渣を日の出町へ出している、いわゆる経費といいますか、この予算というのは、30億円になろうとしている平成22年度の歳入歳出の、いわゆる歳出のほうのごみ処理管理費に相当すると理解してよろしいのでしょうか。それとも、いや、それはもう広域処分の話だよということになるのか。その辺はどうなんですかね。要するに、焼却残渣を日の出町に持っていていますよね。当然そこでもってエコセメント化するんですけども、その搬入する費用というのは請求されますよね。されないんですか。されますよね。その費用負担は、柳泉園組合ではやっているんですか、やっていないんですか。その予算がこの中ではどうなっているのか。その辺少し、広域処分組合との関係が僕わかっていないから、多分こういう質問をするのかもわかりませんが、その辺いかがでしょうか。それ1点だけ。

○総務課長（涌井敬太） 基本的に広域処分組合に係る経費は、広域処分組合を構成する市が支払いをしております。ですから、柳泉園組合が直接広域処分組合に何らかのお支払いをするということはありません。それで、ごみ処理費の中に載っております委託料の焼却残渣輸送作業委託3,583万7,000円でございますが、これが強いて言えば、柳泉園組合から広域処分組合に焼却した灰を運ぶための運搬費ということで、この分だけかわっていると御理解いただければ。組合にお支払いしていることは一切ありません。

○3番（上田芳裕） そうしますと、この質問はここでもどうなのかなと思いますけれども、例えば、いわゆるエコセメント化するための焼却残渣がふえたり減ったりということ、これは当然ありますよね。最近のごみが少なくなったということもあって、減ってきているんだと思いますけれども、極端にふえて大量になる、それはあると思います。そうしますと、エコセメントの会社及び二ツ塚では、それによって仕事の量というのは当然変わってきますから、多ければペナルティー、少なければ従来の負担金というのかな、それで済むんだらうと思いますが、その辺の調整は広域処分組合でやっているのであって、柳泉園組合が関与する問題ではないということよろしいのかどうかということが1つと、それから、量がふえた場合にペナルティーということにもなるんだらうと思いますが、そのペナルティーというのは、柳泉園組合は3市の共同ですので、構成市が負担するである

う金額と、どうやってその根拠を捻出するのか。要するに、柳泉園組合から、これだけふえていますので3市とも同等のレベルでペナルティーを科しますよというのか、いや、どうも感じとしては東久留米が多そうですから、東久留米だけ出して、あとはいいですよというのか。それはもう柳泉園組合の話ではなくて、広域処分組合の話だろうと思うんですが、私自身がわかっていないのでそういう質問をするんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。

○総務課長（涌井敬太） 議員おっしゃるとおりでございます。柳泉園組合では一切かわっておりませんので、その内容については私どもには、連絡、報告等はありませんので、具体的には知り得ないところでございますが、市から仕入れる情報によりますと、三多摩地域の広域処分組合に加入している団体の昼間の人口、夜の人口、そういったものを、いろいろなファクターを計算してごみの搬出量というものをお決めになっているようです、広域処分組合で。それに対して焼却残渣の量が出てきますから、その決まった焼却残渣量に対して多く運べばペナルティー、少なく運べば貢献金ということをされているようでございます。

○3番（上田芳裕） わかりました。それと、不燃の埋立物、これはゼロなのかな。少しわかりませんが、今の最終処分計画量の中には出ていませんけれども、この不燃物については直接柳泉園組合から最終処分場へ持っていつているのかな。その辺はどうなんでしょうかね。

○資源推進課長（新井謙二） 不燃物の件でございますが、現在不燃物といたしましては固形燃料化しておりますので、全く処分組合には運んでおりません。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○2番（沢田孝康） クリーンポートの修繕計画がこれから多くなっていくのかなと予想するんですが、今回の予算では施設整備基金から1億200万円繰り入れをしていますよね。施設整備基金を見ますと、16ページにあります。20年度に積み立てを6,000万円して、その年に4,400万円取り崩しで、今年度7,400万円取り崩し、来年度1億200万円取り崩しということで、残高が3億1,800万円ということですね。今後の施設整備修繕計画をもとにして、平成23年度以降も当然施設の修繕計画はあると思うんですが、そういう中で、予算の中でこの基金を常に充てていくような形になっていくのか。その場合に、例えば積み立てをしなければ当然いけなくなっていくと思うんですが、この平成20年度に6億円を積み立てしているんですけども、この6億円は、要は剩

余金の中から一定の額、例えば行政で言うと財調みたいに、剰余金の2分の1を積み立てるみたいな規定がありますが、この組合の中では、この基金の積み立ての方法というんですかね、これはどのようになっているのか。それを含めて、今後どういうふうはこの基金を運用していくのかということについて聞きたいと思います。

それと、関連で、退職の基金なんですが、平成21年度末で269円の残金で、来年度4,000万円積み立てて、取り崩しはないということですね。今後の退職計画があると思います。それと、あとは定年退職の場合と普通退職ですね。一身上の都合でやめる方も、もしかするといらっしゃるかもしれないという。これはイレギュラーな話だと思うんですけども、そういう方がいた場合に、例えば30年勤続の方がいらっしゃって、その方がその年度中にお二人おやめになったということになると、今回の場合を見れば、お二人で大体5,000万円ぐらいかかると思うんですね。そういったことも想定されないとは限らないということなので、この基金で果たして大丈夫かなと心配をするんですが、そのあたりどのように想定しているのかなと。

この2点、お伺いしたいと思います。

○総務課長（涌井敬太） まず、施設整備基金の関係でございます。平成20年度のこの6,000万円の積み立ては、いわゆる前年度の不用額の半分をこういった基金に積みなさいという法の規定がございまして、その積み立てによる6,000万円でございます。ですから、この施設整備基金につきましては、現在計画的に積み立てていって将来に向けてということではなく、可能な限り積み立てをして、将来の施設整備に役立てていければという基金というふうに御理解いただきたいと思います。

それから、職員退職給与基金でございますが、御指摘のとおりでございまして、本来はもう少し積み立てさせていただけるとありがたいのですが、やはりこの積立額がふえますと負担金がふえますので、その辺が定年退職等で何とかクリアできる範囲内の金額ということで、4,000万円ずつという積み立てをさせていただいております。普通退職がないという前提で今予定しておりますので、その予定でいきますと、平成41年度までは毎年4,000万円を積み立てることによって、退職金とその基金とでちょうどバランスがとれる。ただ、支出する額を大まかに算定しているものですから、最終的に金額は変わってくるかと思いますが、そのぐらいまでは毎年4,000万円で、普通退職がなければ賄えるという計画でございます。

○2番（沢田孝康） 退職の基金につきましては、なければという話です。ですからそれ

は、例えばこれはクリーンポートの業務委託の話ともかかわってくると思うんですけども、要は退職者不補充で来ていて、クリーンポートの委託をする中で、この委託を早く進めようとするれば、退職前に、例えば勧奨というやり方が1つあると思うんですね。ですから、勧奨退職をやった場合に、手を挙げられる方がいらっしゃった場合に当然退職金は発生するわけで、そのあたりのかかわりというんですかね、業務委託の計画の推進の度合いと、それと退職者の関係というものも、勧奨退職を含めた考え方というのもつくっておかないと。計画は、では、3年までは一切やりませんよと。一応平成23年度までには計画はしますけれども、一定のめどは立てますけれども、そこまでは一切やりませんと。この業務委託については一切考えませんという考え方でコンプライトされるのであれば、それでいいんですけども、この業務委託の話をもう少し前倒しとか、そういったことになれば、当然職員のダブルカウントになってしまいますから。委託した場合にまだ職員が残っているということになれば、ダブルカウントになってしまいますから、その場合には早期退職を含めた勧奨制度を設けなければいけないのではないかと私は思うので、そのあたりも含めてこの基金をどう立てていくのかということ、検討したほうがいいのではないかなど。これは私の個人的な考え方ですので、申し上げておきたいと思います。

それと、あと施設整備基金に関してですが、施設整備の計画ですね。今年度の計画は、たしか平成22年度予算に出ています。ですから、平成23年度以降の施設整備の計画と、当然これから数年先の各市の負担金は、前にいただいた資料の中に、私、今少し見ていたんですけども、今少し探し出せなくて申しわけない。端的に申し上げられないんですけども、各市の負担金が、要は予想された負担金がありますよね、各市の。この予想された負担金があって、それは当然修繕計画も含めた負担金になっているとは思いますが。でも、イレギュラーな、例えば急な修繕が出た場合に、当然補正という形になるかもしれませんけれども、当然修繕計画を含めた上でこの基金を運用しながらやっていかなければいけない場面が出てくると思います。ですから、そうなったときに、この残高である3億1,000万円がこの修繕計画がうまく回っていくのかどうか。このあたりはどのようにお考えかなということをお聞きしたかったんですが、どうでしょうか。

○助役（森田浩） 御指摘のとおりでございまして、私もいろいろ担当と調整する中で、例えば最短でも3年、5年の期間の整備計画というものは持つべきだろうという協議をよくさせていただくんですけども、何分にも定期点検時に中に入ってみないと、どのくらい老朽化していて、そのためにどのくらいの経費がかかるというのはわからないというん

です。炉の中へ実際に入ってみないと、ストーカーをどのくらいかえなければいけないとか、そういう計画が非常に立てにくいものだということで、その結果単年度単年度で、次年度の予算をつくるたびに、前年度定期点検で入ったところの炉を確認して、この炉はこのくらいの破損状況だから、このくらいの予算が来年度必要だということで来年度予算が決まると。ですから、それ以上の2年、3年先はどうしても立てられないという状況があるんですね。ですから、その辺で、ある程度過去の実績から見て、当該年度の何%ぐらいの、例えば補修費を確保しておくということぐらいの根拠で計画を立てるのであれば立ちますけれども、それだと少し余りにも根拠がない計画になってしまうものですから、今のところでは実際計画は立てられないというのが現実です。

ただ、今一番私ども考えておりますのは、平成22年度、今3億1,800万円施設整備基金がございますが、平成26年度に非常に大きい償還が完了するものですから、8億円ぐらい償還費が減額になるものですから、そこまでどうにか2炉運転をする中で、なるべく炉の改修を少なくするような運転方法とか、いろいろ考えながら老朽化をなるべくおくらせていって、毎年の改修をしていきたいという、本当に1年ごとの対応で大変申しわけないんですけども、実態はそういう形で今の予算は組んで執行しているというところがあります。ただ、平成26年度までどうにかその辺は持ちこたえたいと。各市も非常に厳しい中であるので、負担金の増は見込めないものですから、その辺も含めて、なるべくそういう形で運営していきたいというのが柳泉園の担当の考え方です。

○2番（沢田孝康） お話はよくわかりました。それで、例えば炉が、あけてみたら予想以上に劣化していましたとか、そういうのは捨てる側のごみの分別の問題にあるのかどうかということ。少し関連になってしまっただけ申しわけないんですけども、炉が劣化する原因というのが、ごみの中身の質が悪いから劣化してしまうのであれば、それは排出する側の市民の側に協力を願わないといけない話になってきますよね。そうなったときに、今の柳泉園の修繕計画を含めた、これだけ大変な状況ですと。だから皆さん、ごみの捨て方をもう少し努力してくださいみたいな言い方になってくると思うんです。ですから、そのあたり、要は情報公開と先ほどどなたかがおっしゃいましたけれども、今の柳泉園の抱えている課題だとか、そういったものをやはり市民の皆さんに公開をしながら、もし私の意見が間違っていれば御指摘いただきたいんですけども、ごみの排出についての市民の御協力を願うとか、なるべく炉を延命させるために、修繕がなるべく長引くように、計画的にできるように、市民の皆さんに御協力いただけたらいいところがあれば協力してもらおうというこ

とを、柳泉園から発信していくという、こういうこともできると思うんですね。ですから、そのあたり、あけてみないとわからない、あけた結果の中身について何が原因なのか、それぞれ分析をされると思いますけれども、その点について市民が御協力できることがあるのかどうか。その場合にはきちんと情報発信していくということが大事かなと思うんですが。そもそもその原因というんですかね、ふたをあけてみたらこんなにひどかったという、その原因が何なのかということはどうなんでしょうか。

○技術課長（大場俊美） 今の御質問の中で、劣化といいますか、その部分につきましては、1点、燃焼設備の中で耐火れんがとか、耐火の部分を使っているところがございます。その辺に関しましては、容器包装リサイクル法とか、その辺の兼ね合いで、プラスチック類の比率が大分落ちてきている部分もございます。そういう部分で徐々に、リサイクルが始まる前はそのままごみと一緒にプラスチック類も入っていたということで、温度も高かったということもございます。その辺でリサイクルが始まったり何かしていますので、その辺は過去の経過から見れば、少しはよくなるのではないかとすることは考えております。それと、あと火格子等につきましても、搬入ごみによるその辺の損傷等につきましても、附属した機器類に関しまして、鉄類が混入されている部分もございまして、その辺は個々機械に絡まったり、そういう部分である程度、損傷といいますか、減ると言っても少しあれなんですけれども、その辺も原因的な要素としては考えられます。

○総務課長（涌井敬太） 今、技術課長が答弁しておりましたが、大きくごみ質によって焼却炉の傷み方が変わるということはまずありません。ただし、技術課長おっしゃっていました、例えば鉄くずが入っている。今でも入っているんですが、そうすると、それを取り除かなければいけない。鉄は燃えません。アルミは溶けてしまうんですが、溶けると下に落ちていくんですね。それがひっかかります。それは清掃しなければなりません。それから、至るところに付着します。鉄は燃えませんが、溶けませんから、さびてそのまま出てくるわけですから、至るところにひっかかったりするわけですね。そういった補修なんかは必要がありますが、大きくごみ質が違うことによって焼却炉の傷み方が違うかということ、それはほとんどありません。

ただ、持っているエネルギー、例えばプラスチック類が、半分以上プラスチック類だとかとなってくると、持っているエネルギーが大きくなりますから、そうすると、燃焼温度が上がりますので、燃焼温度が上がると炉の壁のキャストという、耐火れんがのようなものを敷いてあるんですが、そういったものが溶けていたり、割れたりということはあ

りますね。それから、火格子は鉄、合金ですが、しょせん鉄ですから、温度がある程度以上高くなれば、削れていったり溶けたりすることもあるでしょう。そういったことはありますが、今、柳泉園組合に搬入されているごみ質、過去のごみ質も含めてですが、であればそんなに大きな違いはない。また、このごみ質を適正に処理できるような機能を持った焼却炉として設置しておりますので、そこの辺については全く問題ないと御理解いただければ。ただ、ごみを処理する量が多ければ、当然施設が動いている時間が長いですから、当然損耗は早くなる。ごみの量が少なくなれば、施設が動いている時間が短くなりますから、損耗は少なくなる。そういうふうに御理解いただければありがたいと思います。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○8番（原まさ子） 平成22年の予算の資料の、5ページのし尿処理計画のところでお尋ねします。このごろ台所にディスポーザーがついているマンションとかもふえていて、私は、それは合併浄化槽の形式なのかなと思っていた。お手洗いのものも一緒にそこで、何かこう、そうではなければ教えていただきたいんですけども、そういうマンションがふえてくれば、このし尿とか合併浄化槽とか単独の汚泥のところの数字が変わるんだろうと思いますし、多分以前よりも変わっているという現実があるんだろうと思いますけれども、その点の現状が今どうなっているのか、教えてください。

○資源推進課長（新井謙二） まず、ディスポーザーの件でございますが、このものについては柳泉園に入ってきておりません。現在入ってきておるのは、生し尿と、あと単独浄化槽ですので、これはあくまでし尿だけの浄化槽と、あと、少量ですが、平成22年度については計画がございませんが、これについてはビルピット汚泥と申しまして、し尿の浄化槽と一般の雑排水ですね、このものの浄化槽を清掃しました残りのものですから、ほんの少しなんです。平成22年度においては各市とも計画はされてございませんので、あくまでもディスポーザーのものについては入ってきてございません。

○8番（原まさ子） ビルピット汚泥とおっしゃいましたか。すみません、もう一回その何とか汚泥、ビルピット汚泥とか言っていましたでしょうか。それはどんなものか、少しよくわからなかったもので、もう一回それは何のことか聞かせてください。

それと、ディスポーザーがついているマンションがすごくふえていて、たしかあのマンションについては階下のタンクでその汚泥を処理して、水は下水の排出基準に応じたものをそこから出して、汚泥がたまるはずなので、それは年に1回とか2回とか清掃の義務があると認識していましたけれども、そういうものは、では、ここに来なければどういうと

ころに搬入されるということなんですか。下水のほう。（「下水道」と呼ぶ者あり）
下水道の処理施設に直接持って行くんですか。

○技術課長（大場俊美） ビルピット汚水でいきますと、（「ビルピット」と呼ぶ者あり）はい。それに関しましては下水道に放流しては、ただ、放流するときもピット形式でためている槽がございます。その槽に関しましては、掃除するときには産業廃棄物で掃除することになっていると思います。

○総務課長（涌井敬太） 補足をさせていただきます。場所によって違うんですが、産業廃棄物となる種類のものについては産業廃棄物。一般廃棄物の種類となるものについては一般廃棄物。基本的に汚泥というのは、廃棄物の処理の法律でいけば産業廃棄物ということになっておりますので、そういったものは原則産業廃棄物のほうに行くんですが、一般家庭の場合は、それは事業系ではありませんから、一般家庭のものについてはこういったし尿処理施設に入ってくるわけですね。それがここで言う浄化槽汚泥とか合併汚泥という形になるわけです。ですから、マンションなりビルなりの形態によって異なりますので、必ずしも同じような処理をされているということではないと御理解いただければ。いろんな形態の処理の仕方があるわけですね。基本的に浄化槽がついているところは、浄化した水は下水に流れますから、し尿処理のほうに来ることはないわけですね。一般家庭の単独浄化槽というのは小さいものでして、それはし尿だけを扱っては、その中に種汚泥というのを入れまして、そこでばっ気とかして、余り効率はよくないんですが、浄化はされているわけですね。ある一定期間しますと汚泥がふえていきますから、そのふえた汚泥をくみ取って、柳泉園なら柳泉園へ持ってきて処理をするとなるわけですね。施設が大きくなれば、またその施設の処理の仕方が変わってきますので、いろんな種類の処理の仕方があるので、そのケースごとによって変わってくるというふうに、中には産業廃棄物で処理しなければならないもの、一般廃棄物で処理していいものという区分が分かれるというふうに御理解いただければと思いますけれども。

○8番（原まさ子） そうすると、別に店舗も何もなくて、住宅しかないというマンションであれば、それは個人の家の集合体という考え方になれば、そこにたまった汚泥というのは産業廃棄物ではないということです。そうすると、こういう浄化槽汚泥という形で柳泉園に来る可能性はあるということによろしいのでしょうか。

○総務課長（涌井敬太） おっしゃるとおりでございます。

○議長（森田正英） ほかに質疑ありますか。

○5番（保谷清子） 予算資料の2ページです。ごみの搬入予想量が、可燃ごみ、不燃・粗大ごみがふえているところでは、そして、クリーンポートの稼働日数が1号炉、2号炉、3号炉、ふえておりますけれど、昨年度はごみの搬入予想量が、可燃ごみが3.1%減、不燃・粗大ごみが19.4%減ということで、クリーンポートの稼働率も、これに応じてだと思えますが、少なくなっていますけれど、予算の説明の中で私車のごみ搬入量が減ということでしたけれど、これとの関係でクリーンポートの稼働というのは影響を受けるのでしょうか。そこのところをお尋ねしたいと思います。

また、2ページのエコセメントのことですけれど、エコセメント化されていますけれど、エコセメントの利用状況などはどのようになっているのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○技術課長（大場俊美） 私車による搬入の減ということなんですけれども、一応運転稼働日数のほうには、計画では2炉運転を基本にしておりますので、運転の中では、日数ではさほど変化はないということなんですけれども。

それと、あとエコセメントに関しましては、利用先とか、その辺に関しましては、詳しい情報といえますか、その辺は少しわからないんですが。

○5番（保谷清子） 私車のごみの搬入量は、クリーンポートの稼働には影響ないということなんですけれど、現在2炉運転ということでしょうか。3炉のうち2炉が稼働ということでしたでしょうか。少し確認したいと思うんですけれど。

○技術課長（大場俊美） 現在、2炉運転を行っております。

○5番（保谷清子） 1炉休ませているということで、2炉運転ということなんですけれど、今後リサイクルも進み、非常にこういうぐあいにごみの量が減ったりしているわけなんですけれど、そうしますと、クリーンポートの稼働ということで、先ほど午前中の質疑の中では民間委託を進める方向も打ち出されていますけれど、こういう状況の中でやっていくということで、何か支障など起きてはこないのでしょうか。

また、エコセメントのことは、こちらには関係ないということなのでしょうか。わかりました。

このクリーンポートの件だけお願いします。

○総務課長（涌井敬太） 実は、このクリーンポートをつくるときの計画ですが、原則2炉運転ということで、1炉予備という計画なんです。ですから、315トン。1炉105トンで、3炉ありますから315トンです。これが365日ずっと動くという計画

ではなかったんです。当初、平成20年度の予測としましては、1日、365日で割りまして210トンという計画をしております。その210トンを適正に処理できるごみ処理施設の規模として、105トン2炉、210トンたす、予備量が必要ですから、3炉で315トンという計画でございますので、現状はこの当初の計画に近づいている、または、ほぼ同じ数値になってきたというふうに御理解いただければと思います。ですから、適正なごみの量になってきたということでございます。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○1番（小山慣一） 2点お伺いしたいと思います。

1点目は、予算書23ページでしょうか。ダイオキシン類の分析委託、これ毎年のように500万円程度入っております。このクリーンポートが約8年、来年度で9年目を迎えるということで、少し古い話で申しわけないんですが、以前私も、五、六年前でしょうかね、柳泉園組合議会で毎回のよう定例会で、付近の土壤のダイオキシン類の調査結果というんですかね、それをめぐってかなり陳情者なりあって、そしてまた傍聴もその都度あったように記憶しているんですが、先ほども、昨年から私、また柳泉園組合議会になって、このところそういうダイオキシン類をめぐっての陳情だとか、こういうものがほとんどないんですね。それから、周辺自治会との協議会というんですか、特に大きな問題はないということで、御意見もないということで、非常に良好な運営がされていると私は感じております。それから、行政報告の中にありましたように、ばい煙だとかダイオキシン類だとか、いろんな、プールの水質とか、ほとんど基準数値をクリアしているということで、本当に私は安心しているんですが、このような、質問にもならないかなと思いますが、土壤だとかこういう面が、以前はかなり騒がれていたんですけども、大体そういう声というのはなくなっているのかどうか。そして、この505万円のダイオキシン類は違う面だと思いますが、この辺のところとこの分析委託についてももう少し詳しく伺います。

それから、2点目は、西東京の板垣議員の質問にも関連するんですが、デジタル放送受信状況調査委託ということで、132万9,000円が載っております。来年の7月からですか。通称「地デジ」という。調査を平成22年度もやったけれども、少し聞き逃して申しわけないんですが、30棟程度ですか。あるいは、どうしても障害が残るようなところ、一、二棟あるような、先ほど御答弁でしたけれども、東京タワーが東のほうにあるわけですから、クリーンポートの煙突がちょうどこの上でしょうかね、こうあって、多分北西の方角に多少電波障害があらうかと思いますが、もしその一、二棟がどうしても障害が残る

とすると、やはりきちんと地上デジタル放送にしなければならないんですが、それでも障害が残るということですので、もし残った場合はきちんと、私は対策をすべきだと思うんですが、この辺のところはどのように考えているのか、伺います。

あわせて、19ページの、4つぐらい上段のほうに電波障害対策ということで210万円、それから、維持管理ということで、大変これは大きな額ですね、1,633万円ということで、この辺の内容は対策と維持管理ということでございますが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○技術課長（大場俊美） ダイオキシン類の測定に関しましては、排ガス年4回、それとあと、先ほど出ました土壌につきましては年1回。これにつきまして、周辺自治会の方に連絡をとりまして日にちを決め、立ち会いをお願いしながら運転状況、それと、前回はかったデータ等のお知らせということで、排ガス等に関しましては年4回、土壌中のダイオキシン類測定に関しましては年1回、そういう形で周辺自治会の方々の立ち会いをお願いしながら、状況説明ということで毎年行っております。

○施設管理課長（中村清） 先ほど障害対策を来年度においても講じたいということをお申し上げしました。なるべく詳細なことを把握しまして、その内容をデータ化しまして、障害を受けている周辺住民の方々にお知らせしなければいけないだろうということでございます。それを受けて、一部残るのではないかなと。これはあくまでも予想でございます。起こった場合に、しからばどうするんだろうということが当然出てこようかと思うんですね。そうなったら、柳泉園組合全体としましての基本的な考え方をお示ししなければいけないのではないかと、先ほどのお話で申し上げました。そういう形にしたいなと思っております。

それと、2番目の電波障害の対策業務委託でございます。これはどういうものかと申しますと、現在でも障害を受けている地域に入居してこられるの方々において、民間のケーブルテレビ、ジェイコムでございますけれども、それを利用して、ケーブルテレビの引き込み工事をやっております。1棟当たり5万円が発生しております。中規模や大規模になると、15万円あるいは63万円という高額なものになってしまうんですけれども、今のところはその5万円の対策費用で済んでいるものでございます。

それと、電波障害対策委託維持管理でございますけれども、これは現在では2,552棟発生しております。それは、毎月の保守管理におきまして1棟当たり500円というお金

が発生しております、このような一千六百数十万円という膨大なお金となっております。これは、ことしの対策は2,552棟なんですけれども、来年度におきましては40棟分ばかり増になりまして、2,592棟ぐらいとなる予定でございます。1年おくれて対策費用としてかかってくるということでございます。

○1番（小山慣一） 1点目につきましては、それぞれに調査をするということで。ただ、先ほど質問いたしましたように、そういう団体というんですかね、ダイオキシン類に関心を持っている方々の陳情もないものですから、非常に良好にいつているのではないかなと思われました。

2点目、これは、私は東久留米ですが、非常に私も市民相談とか、殊のほか私、これに関して関心が深くございまして、特に柳泉園は一生懸命対策、調査なりやって、その後のフォローもいいと感じました。実は東久留米でも、市の庁舎の関係でどうしても起きるといことで、少し企業名を申し上げて恐縮ですが、ジェイコムというのが調査を昨年いたしまして、結果的にどうしても、先ほど言いましたように東京タワーから市役所、こういう低いところだとか、そこにもろにかかるところはどうしても発生いたします。地上デジタル放送の、そういう機器をちゃんと入れたとしても、どうしても障害を受ける、それから、多少受けるという地域もあります。これを有料テレビとか、例えばジェイコムとかAUとか、いろいろあるんだそうですけれども、有料になるんですね。こういう面で、きちんと見られるように、1棟約5万円という、多分このアンテナ関係で、そういうふうに見られる対策をしているということは、ああ、きちんとフォローしているんだなと今関心をいたしました。したがって、今後デジタル放送受信状況調査委託が、障害が残るといこともほぼ予想できるんでしょうけれども、今後その対策が、先ほどの上の段の210万円の対策と同じように、見られない場合は、私は有料テレビを毎月補助するというのはなかなか難しい場面もあろうかと思いますが、ぜひ、アンテナ程度ですかね、1棟5万円ぐらいかかるそうですけれども、ぜひこんなふうきちんとしたフォローをしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○助役（森田浩） 基本的には、先ほど課長が御答弁させていただいたとおりであります。少し整理させていただきますと、この柳泉園のクリーンポートが建設されたことによりまして、電波障害が発生しテレビが映らない区域があります。その区域の中に新築しますと、当然映りませんので、そのときの対応としてアンテナをつけています。その経費が5万円なんですね。上限を5万円として工事をしまして、きちんとこの柳泉園の電波障害

がなくなるような状態にしてテレビを見ていただくという責任が柳泉園にあるわけですから、そのような対応をしております。また、その中にある所帯というのが2,550世帯ぐらいあるんですよ、その家屋に対して毎月、先ほどお名前が出ましたけれども、企業に委託しまして、きちんとそのテレビが毎月映っているかどうか、確認の委託をしているわけです。それが月500円の、電波障害対策維持管理費1,633万円でございます。その上の210万円は、新築等が発生した場合に、きちんと電波障害を受けないような対応を図るための経費として、1件当たり5万円の予算を組ませていただいているというのが実態でございます。

それで、今後アナログからデジタル化になりますと、この柳泉園のための電波障害はない、そういう基本的な考え方です。しかし、去年調べましたところ、何件か映らない。テレビの映りが非常に悪いと。デジタルで、機械を使ってテレビをやった場合にも、非常に映りが悪いというところが発生いたしました。それが本当に柳泉園の影響なのか、ほかの影響なのかというのがわからないわけですね。ですから、今回また改めて詳しく、平成22年度予算でより詳しい調査をして、本当に柳泉園の影響によりデジタル放送が見えないのであれば、それは柳泉園がきちんと何らかの対応をしなければならないでしょうと。それはまだ結論が出ておりません。例えば、どういう影響が、何の影響なのかわかりませんから、これから調査しますから、その調査の結果によっては柳泉園がある程度対応を図らなければいけないという状況も発生するのではないかと考えておりますけれども、基本的には、デジタル化になった場合には影響はないんですよというのが原則的な考え方でございます。

○1番（小山慣一） 東久留米でも昨年行ったんですが、やはり影響は出ます、はっきり申し上げて。ですから、このクリーンポートの、多分煙突の関係だと思いますけれども、どうしても数件は出るのではないかなと思います。森田助役、今非常に柳泉園組合の、これは責任だとおっしゃっていますから、これはやはりきちんとフォローしてあげないといけませんよ。もし、どうしてもこれが原因で地上デジタルになっても見えないというのは、今バンクーバーでオリンピックをやっていますけれども、私も去年の交付金に継ぎ足しまして、地デジのテレビで非常に映りがいいんですね。やはりそういうのが見られないとなるとね。ですから、いろんなフォローしているというのはこれでよくわかりましたので、ぜひ、一、二件とはいえ、先ほど力強い御答弁をいただきましたので安心しているんですが、必ずフォローしてあげていくべきだと思います。そのように申し上げて終わります。

○9番（西上ただし） それでは、1点だけ教えてください。

先ほど冒頭で柳泉園組合の負担金の件では、少し提示しましたけれども、休憩中に総務課長より説明を受けて理解できましたので、それは取り下げというか、理解できましたのでよろしくお願いいたします。

1点、予算書には出ていない部分なんですけれども、最近家庭から出る医療廃棄物ということでよく報道がされるんですけれども、医療施設から出る部分については、産業廃棄物として医療施設から処分がされるかと思うんですが、家庭から出る医療廃棄物等については、具体的にはどのような処理がされるのか。その辺わかっていらっしゃいましたら教えてください。

○総務課長（涌井敬太） 多摩地域の医師会と協力して、各市で、たしか販売店等で回収していただいて、適正に処理をすると聞いております。柳泉園組合としては、大変申しわけないんですが、危険が伴いますので、お引き受けして処理するという事は現在考えておりません。

○9番（西上ただし） 今、考え方としてはそのように説明があったわけなんですけれども、以前からそういった形のごみが柳泉園組合に入ってくるようなことはなかったのかどうか、その辺ありましたら教えてください。

○総務課長（涌井敬太） 残念ながらあります。感染性かどうかというのは、そこではわからないものですから、燃やせるものについては焼却。触らずにですね。そのほかのものについては、基本的に不燃ごみが多いものですから、破碎処理されてしまって、見つけれなかったものについては取り除きはしていますが、それ以外のものについてはそのまま処理されているケースもあろうかと思えます。よく短い針が見つかったりとか、あとチューブですね、あと、点滴のバックとか、インターネット経由で買われる方がどうもいらっしゃるようでして、そういったものがごみとして出てくるケースがまああるようです。最近は何も聞いていませんが、以前はそのように聞いております。

○9番（西上ただし） 今そのような説明がありましたので、今後も家庭内でそういった医療行為に当たるということも大分多くあるのではないかということで、家庭内から出る医療廃棄物の問題についても議論がされていく部分であると思えますので、ぜひそういったものはこちらの施設で処理できないということを、各市、また、この柳泉園組合からも広報するような形をお願いしたいと思います。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第4号、平成22年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第5号、平成22年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、平成22年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第4号、平成22年度柳泉園組合経費の負担金について採決をいたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 賛成者全員。よって、議案第4号、平成22年度柳泉園組合経費の負担金については、原案のとおり可決されました。

これより議案第5号、平成22年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、原案に反対の方の討論をお受けいたしますが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、平成22年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 賛成者全員であります。よって、議案第5号、平成22年度柳泉園組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（森田正英） 「日程第11、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、森田助役が来る3月31日限りで任期満了となりますので、地方自治法第162条の規定により、柳泉園組合助役として再度森田浩氏を選任いたしたく、議会の同意をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 賛成者全員です。よって、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意については原案のとおり同意とされました。

ここで、柳泉園組合助役に選任されました森田助役にごあいさつをお願い申し上げます。

○助役（森田浩） このたびは選任同意、まことにありがとうございました。引き続き柳泉園組合の運営及び関係3市のごみ行政の発展に向け、微力でございますが、全力を尽くしてまいりたいと思っております。議員の皆様方、また、関係市の職員の方々の御指導、御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） ここで、既にお手元に配付しています平成22年柳泉園組合議会定例会日程表の関係会議の日程の一部におきまして、日程変更が生じたので、関係市と調整の上、新しく定例会日程表を作成しております。ここで、職員をして平成22年柳泉園組合議会定例会日程表（変更後）を配付させます。

お手元に渡りましたか。配付漏れはありませんね。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 森 田 正 英

議 員 上 田 芳 裕

議 員 板 垣 洋 子